

織田信長政権の畿内支配

久野雅司

はじめに

織田信長の領国支配は、信長自らが奉行や代官を通して支配する直轄領と、家臣の軍率部将に権限を付与して地域支配を管轄させる二形態によって成り立っていた。前者については、全体的に概要を示した奥野高広氏の研究があり、さらに在地の支配構造が脇田修氏や深谷幸治氏によって明らかにされている。^①脇田氏は後者についても検討し、部将に土地支配権と地域内武士の軍事統率権を付与した「一職支配」の概念を提示した。近年では戦国史研究会によって『織田権力の領域支配』が表され、個別具体的に各部将による領域支配の展開と構造が検討されて戦国大名としての性格が論じられた。^②信長による領国支配は、中世的な形態であることが明らかになりつつある。その一方で、朱印状による荘園制の解体を意図したとする知行宛行の形式や部将の一国規模での転封、「国役」賦課の体系から新しい秩序が形成されたとして「近世の黎明」と位置付ける見解もあり、^③中近世移行期における信長を主体とした政治権力の評価は未だ定まっていない。^④

これについて筆者は京都を中心として支配の実態を考察し、室町幕府および將軍足利義昭と信長との政治的・軍事的関係や、織田家奉行人の政治的役割を検討してきた。^⑤京都支配の重要性は脇田氏が指摘しており、^⑥室町幕府や三好政権との権

力構造の相違を考察することは、中近世移行期における將軍権力を考える上でも重要であるといえる。

京都を中心とした畿内とその周辺は、將軍が管掌する支配領域である「天下」だったことが神田千里氏によって明らかにされている。⁹この「天下」と諸国の大名が支配する「分国」は、当該期においては明確に棲み分けられた領域だった。¹⁰幕府が京都で機能している永祿・元龜期において「分国」の領主である信長は、「天下」の支配に関わることに消極的な姿勢を示していた。¹¹しかし、元龜四年（七月二十八日）に「天正」に改元、一五七三）二月十三日に將軍義昭が信長に「御逆心」して蜂起したことから、「天下」の主宰者である將軍が京都から逐われる事態が生じた。これによって信長は、義昭が「棄て置いた」京都を「取り鎮めて」、¹²將軍に替わって「天下」を支配することになった。小稿では「天下」の統治権に着目し、如何にして義昭から信長へ政権交代が行われたのかを検討するものである。

なお、筆者は信長の権力伸張過程を段階的にとらえており、戦国大名の信長が自らの支配領域ではない「天下」の支配にも影響力を持つようになる永祿十一年九月から、支配体制を確立する天正四年までの間を「信長政権」期としている。「註（6）拙著二〇一九」。小稿ではこの時期を対象としており、京都を中心として畿内周辺の「天下」の支配を検討する。

第一章 足利義昭政権の畿内支配と御料所経営

永祿十一年（一五六八）九月二十六日、織田信長は足利義昭に供奉して上洛を遂げる。信長と義昭は、それまで畿内を制圧していた四国の阿波・讃岐を権力基盤とする三好三人衆（三好長逸・同宗渭・石成友通）等の勢力を征討する。これによって京都を中心とした「天下」は、「將軍の御下知に任されて」「將軍の御手に属する」領域となった。¹⁴義昭は十月十八日に室町幕府の第十五代征夷大將軍に任じられると、旧来の幕臣を多数登用して義昭政権を発足させた。さらに畿内周辺に守護を配置して、「天下」における支配体制を確立させた。

これまで筆者は、義昭政権の構造を検討してきた〔註(6) 拙著二〇一九〕。幕府の政所が発給する奉行人連署奉書を分析し、義昭政権は相論裁許・所領安堵や諸役の賦課・免除、特権・既得権の安堵・免除などを行っていたことから、都京都の統治権を掌握していたことを明らかにした。幕府の政所では、さらに多くの案件が処理されていた。

政所執事の摂津晴門は幕府奉行人の飯尾貞遙・松田頼隆と連署によって、(永禄十二年)正月十九日付けで信長家臣の明院良政・村井貞勝・坂井好斎の下代に宛てて光源院の地子銭を渡すように求めていることが染谷光広氏によって明らかにされている。¹⁵⁾ 染谷氏によると、同様に(永禄十二年)正月二十日付け貞遙・頼隆・晴門連署状で誓願寺の灯明料地子銭を渡すことが求められている事例が確認されている〔誓願寺文書〕。ここでは侍所開闔の貞遙と、後に同職を継ぐ頼隆、政所執事の晴門が連署していることが注目される。¹⁶⁾

このことから地子銭の徴収権は幕府が掌握していたことが確認できるが、他にも禁裏御倉職の立入宗継は「居住地子銭・諸公事役以下被免除訖」(永禄十二年七月十日付け幕府奉行人連署奉書写『立入家所持記』『大日史』③一〇四頁)とあることから、地子銭と併せて諸公事が免除されている。また、餅商の川端道喜は「居屋敷地子并商売諸公事役・同関兵士見入役以下事、被免除畢」(元亀三年八月三日付け幕府奉行人連署奉書『川端道喜文書』『大日史』⑩一〇頁)と、地子銭の他に商売諸公事等が免除されている。さらに若宮八幡宮は永禄十一年十二月十九日付け幕府奉行人連署奉書によって「棟別・地口・人夫・課役・闕所・検断以下為免除」〔若宮八幡宮文書』『大日史』①四八八頁)と、棟別銭等が免除され、検断権も免除されて自検断権を獲得している。これらのことから幕府は地子銭のみならず、棟別銭など他の諸役についても受益者が徴収する権限を認める安堵権と、幕府への納入を免除する権利の特権付与権を有していたことが確認できる。

このような免除については徳政もあつた。勘落などによって所領を買得した所領主は、徳政令による売主や借主への還付に備えて、幕府に所領安堵を求める際に徳政免除を願ひ出る。義昭に敵対する勢力が一斉に蜂起した「元亀の争乱」に際して、山城の西岡で一揆が起こった〔註(6) 拙著二〇一七〕。それに対処するために、幕府は元亀元年十月四日に徳

政令を公布した（『言継卿記』）。ここには「為武家被行徳政」とあり、また「天下」における徳政は「公方徳政成下候」（永禄十二年三月二日付け池田勝正判物「瀧安寺文書」『大日史』②一〇頁）とあることから主体は義昭で、「分国」における大名の徳政とは峻別されるものであった。

この徳政では免除を求めて所領の保全を図る銭主方と、適用を求めて失地の回復を図る借主がそれぞれ積極的に幕府へ働きかけたことが下村信博氏によって明らかにされている。信長の元亀元年十一月日付け大徳寺宛て朱印状には「徳政新法之事、永被免除畢、仍執達如件」（大徳寺文書）『信文』二六一号）とあることから、幕府が銭主方の要求に応じて徳政を免除していることが確認できる。これに対して徳政一揆は信長に適用を求め、信長の居城である美濃の岐阜城下まで押し寄せるほどの騒動となった¹⁸。しかし信長はこの要求を受け付けず、幕府の「永被免除」に基づいて大徳寺を保護した。さらに信長は木下秀吉と菅屋長頼に一揆を鎮圧させるなど適用を拒否する一貫した対応をとった（『言継卿記』元亀元年十二月四日条）。一方の幕府は借主の要求に応じて徳政を実施するが、今度は銭主方が抵抗したために再度免除することとなった。このような幕府の対応について下村氏は、徳政適用・免除の両様を使い分けることによって幕府にとって最大の利益を得ることを目的としたものであったとし、それは元亀二年九月に賦課した「公武御用途」の「段別」（阿弥陀寺文書）『信文』三〇〇号）を徴収するためだと指摘している。

筆者はこの事例と同じように、義昭が相論裁許において訴人・論人の訴えに応じて裁定を二転三転し、その度に裁決を覆していたことを明らかにした「註（6）拙著二〇一九」。まさにこの徳政における義昭の対応は、徳政令を出してから免除と適用を一方の訴えをうけるたびに政策を転換したことから、その特質を表しているといえる。

また、領域の安全保証に関して義昭政権は、奉行人連署奉書によって守護不入の特権付与も行っていた。義昭の守護補任は『細川両家記』『足利季世記』などに、摂津国は和田惟政・池田勝正・伊丹親興、河内国は畠山高政・三好義継、山城国は山岡景友を任じていることが記されている。このうち摂津の伊丹親興は京都に所在する門跡寺院曇華院の寺領であ

る摂津国潮江荘・難波村の代官を務めていた。しかし、曇華院へ進納する年貢を押領したため、信長から（永祿十二年）四月二十日付け朱印状（『曇華院文書』『信文』一七四号）によって年貢の進納を求められている。同じく摂津の池田勝正は、堺五ヶ荘のうちの天王寺善珠庵分の年貢を押領したことから、（永祿十二年）八月八日に信長家臣の丹羽長秀から同所の代官を務める今井宗久へ渡すことを求められている（『今井宗久書札案留』『信文』一九二五号）。そのため所領主は、義昭が補任した守護の勢力による違乱を排除するためには、義昭から守護不入権を獲得する必要があったのだった。

摂津忍頂寺は幕府から永祿十一年十二月二十四日付け奉行人連署奉書によって、「惣寺領同山林等、無相違当知行」「弥為守護不入、被全領知」（『寿泉院文書』『大日史』①五〇四頁）と、寺領を守護不入地として知行することが安堵された。さらに（永祿十二年）二月十五日にも義昭から「寺領已下守護不入事、不可有相違候」（『寿泉院文書』『大日史』①九三六頁）との御内書を得て、寺領安堵とともに守護不入が保証されている。

ここまで検討してきた地子銭・諸役免除・徳政免除・守護不入権は、本役の年貢徴収とともに統治権を表すものである。安堵と免除を得る場合には幕府に礼銭を納入して特権を得たのであり、それをせずに免除されない場合は幕府によって徴収されていた。したがって、義昭は特権付与の有無に関わらずこれらを領主として掌握し、特権安堵・免除の進止権を行って財政基盤としていたのだった。一方、これらに対して信長は「任御下知之旨」「仍執達如件」の文言を有する朱印状を発給しており、幕府の特権付与に基づいて安堵していることが確認できる（註（6）拙著二〇一九）。

治安維持については、軍勢の乱妨・狼藉が禁制によって禁止された。幕府の禁制は政所の奉行人による連署によって発給され、主に①「軍勢甲乙人等乱入狼藉」・②「剪採山林竹木」と、③「矢銭兵糧」や「非分課役」を賦課することや「寄宿」が停止される三ヶ条から成り、さらに「付」として「放火」「陣取」「寄宿」等が禁止された¹⁹。禁制は受益者が領域の安全を確保するために、寄せ手の軍勢の統率者に願い出て礼銭を献上する自力救済の能動的な行動に基づいて発給されたが、その勢力の支配圏内に属することをも意味していた。上洛してからは軍勢が寺域に寄宿して乱暴・狼藉を働くことが

懸念されることから、これを禁止することが求められた〔註(6)拙著二〇一七〕。従来、禁制に注目が集まり寄宿停止については看過されてきたが、禁制にも条項として記されるように安全確保の理念に基づいた一体の性格のものである。そのため信長が京都において寄宿を停止する場合は、文書に「公方様被成御下知候」(永禄十一年十二月日付け信長朱印状「妙顕寺文書」『信文』一三九号)等の文言が記され、幕府の支配権がおよぶ勢力圏であることが反映されていた。

義昭の將軍第となる二条御所が修築されると、『言繼卿記』永禄十二年四月二日条に「此辺之近衛之敷地、悉奉公衆之屋敷に成了」とあることから、將軍の御座所と併せて周辺に幕臣の邸宅が設けられたことが確認できる。²⁰ 奉公衆の屋敷地となった近衛家は、藤原家一門の中で二条家と優位性をめぐって対立的な関係にあった。²¹ 二条家は義昭を上洛以前から支持しており、近衛家は三好政権と親しい関係にあったことから、近衛家の敷地は將軍就任後に義昭が収公したと考えられる。

奉公衆は邸宅を与えられたことよって寺社などへ寄宿する必要性がなくなったが、喧嘩口論は路次などで日常的に起こっていた。以下に列挙すると、①永禄十二年二月から行われた二条御所修築の作事現場で、奉公衆の上野中務少輔清信(秀政)の足軽と荒川少兵衛輝宗(与三郎)の歩卒が口論となつて礫を投げ合う喧嘩をして細川藤孝が巻き込まれたり(『細川家記』)、②同じく秀政と荒川与三(輝宗カ)が土地相論を起こして、手負いの者が七・八人である喧嘩をしたり(『言繼卿記』・『元龜二年記』元龜二年五月二十七日条)、③富小路按察が通過した後に武家衆と喧嘩になり、「ツラヲ十はかり(一、計り)た、かれ候由、曲事々々」(『尋憲記』元龜二年七月七日条)という事態が生じたりしていた。④『兼見卿記』元龜三年正月十日条によると、三淵藤英の与力の小泉源左衛門尉が今村猪介に悪口をたたいたことから喧嘩となり、徒歩の猪介が騎乗の源左衛門尉を追いかけて組み伏し、双方が負傷した。特に源左衛門尉は「存命不定」というほどの深手を負う事態となった。この喧嘩は、「以上双方喧嘩停止御成敗之旨、隠居云々」とあり、「御成敗」とあることから幕府によって両成敗されて隠居を命じられた。義昭政権において侍所が実際に機能しており、検断権を行使していたことが確認できる。これらのことから日常的に路次などにおいて武家による喧嘩口論が起こっていた様子が確認でき、寺社などはこのようなこと

が領域内で起こらないように、幕府に禁制や寄宿停止を要請して保護を求めたのだった。

これらに違反すると、侍所によって捕縛され処罰された。『言継卿記』永祿十二年五月七日条によると、耆波国任が座頭の千代一を殺害して逐電する事件を起こした。この時に侍所の「閹門」(附聞)だった飯尾貞遙は、国任の父親の天龍院寛辨と妻を召し捕って処刑している。また、元龜二年正月には將軍御所内で不義密通の上で殺害事件が起こっており、当該者は搦め捕らえられて洛中を車で引き回されてから六条河原で処刑されている。⁽²³⁾

義昭は近衛家の敷地を接收したように、敵方勢力の所領を闕所地として収公することを 행っていた。摂津高槻城主の入江春景は、四国三好勢に与していた。春景は永祿十一年九月に義昭と信長が上洛して京都から摂津へ侵攻して来ると、義昭が入城した芥川城へ御礼に出向いて降伏した(『言継卿記』同年十月四日条)。これによって赦免されたが、翌年正月の本圀寺合戦では再び四国三好勢に与して義昭を攻めた(『細川両家記』)。この合戦では義昭が防戦し、畿内守護や奉公衆の奮戦によって撃退することに成功する。春景は再び投降して赦免を願い出たが赦されず、義昭の命を承けた信長によって「於京都信長沙汰トシテ、摂州入江、城州普賢寺谷ノ城、今中、上松、大西、田辺以下令生害了」(『多聞院日記』永祿十二年四月十八日条)と、今中・上松等とともに生害させられた。⁽²⁴⁾高槻城は上洛戦後に摂津守護に補任されて、三好長慶が居城としていた芥川城を居城としていた和田惟政が入城する。そのため、春景の所領は闕所地となつて惟政に宛行われたのだった。今中等の所領も同様に闕所地となり、義昭に収公されたか或いは宛行われたと考えられる。

また、元龜二年九月十八日に公家の竹内季治が信長によって生害させられた際には、季治と被官・家来の所領が闕所地となり、義昭の側近で御供衆・奉公衆の細川藤孝に宛行れた。季治は永祿三年正月に足利義輝の執奏によって堂上となり公家となった。義昭・信長の上洛時には四国三好勢に属していたが、十月四日に畠山高政・松永久秀・池田勝正等とともに芥川城へ赦免に赴いている(『言継卿記』)。しかしその後、『言継卿記』元龜二年九月十六日条に「竹内三位入道真滴、(季治)佐久間宿二被召籠云々、上意云々」とあることから、義昭の上意によって捕縛されて信長家臣の信盛の宿所に拘留された。

そして信長に拘引されて、京都から美濃へ帰国する途路の近江国永原で十八日に生害させられた。言継は「不知其故」（『言継卿記』九月十六日条）と記しているが、キリスト教の宣教師が記した『日本耶穌会年報』には「彼は公方様の面前に於いて、信長を侮辱する戯言を吐き」（欧文材料第九号釈文、『大日史』⑥九一七頁）とあることから、義昭の面前で信長を罵倒したために義昭から譴責され、信長によって生害させられたことが確認できる。季治の所領は藤孝と藤孝の家臣の松井康之にも与えられた（『元龜三年』十月付け松井康之宛て信濃兵部丞条書「久我家文書」『大日史』⑥九一〇頁）。

これらはそれぞれ当該地の支配者に宛行われた事例であるが、所領主の「成敗」によって生じた闕所地の収公と宛行の進止権は義昭が掌握していたことが確認できる。そのため、自らが御料所として接収することも可能であった。幕府によって収公された闕所地は天正元年七月の義昭追放後に信長に接収され、同三年十一月に公家へ新知として宛行われたことが今谷明氏・下村信博氏によって明らかにされている。⁽²⁸⁾ その範囲は北は岩倉から南は富森までの京都近郊で、約二一八六石にのぼるとのことである。「註（5）早島大祐氏」。

このような「赦免」と「成敗」は、「赦免」されなければ「成敗」の対象となることから表裏一体の関係にある。義昭と信長は協調して対処していたのだった。義昭はこれ以外にも旧三好勢だった安宅信康の処遇について信長に相談しており、信長は了解することを伝えている（『古簡雜纂』『信文』三四六号）。これとは逆に信長から義昭へ赦免と所領安堵を「執申」していることが確認できる。山城国桂川西地の革嶋荘を本貫地とする革嶋氏は、永禄十一年九月の上洛戦では四国三好勢に味方したため、戦後に義昭によって所領を没収された。しかし、元龜元年四月からの若狭武藤氏征伐では信長に属して出陣し、兵船を集めて要害を構える忠節を示して戦功を挙げた。これによって信長から元の所領を安堵され（『革嶋文書』『信文』一二五号）、そのことが信長から義昭へ「執申」された。義昭はこれを了承して奉行人連署奉書によって所領を安堵したため（『革嶋文書』『信文』二二五号参考）、革嶋氏は失地を回復することとなった。

信長は元龜元年に四国三好勢から三好為三を調略によって味方に寝返らせるが、ここでは「任彼本知之旨、榎並之事、

為三申付候様ニあり度候」(六月十六日付け明智光秀宛て書状「福地源一郎氏所藏文書」『信文』二二六号)と、信長は為三の本領だった摂津国豊島郡榎並の回復を条件に調略を行ったようであり、信長は豊島郡を宛行う朱印状を発給している(九月二十日付け為三宛て朱印状「福地源一郎氏所藏文書」『信文』二四九号)。さらに為三は、元龜二年七月晦日に兄である三好康政の跡職が「信長任執申」せて義昭から御内書で所領を安堵されている(「狩野文書」『大日史』⑥六八五頁)。

この闕所地について重要なことは、旧三好氏の所領が上洛戦後に義昭に接收されたことである。三好長慶が本拠地としていた芥川城は、義昭を上洛前に保護して功績のあった和田惟政に与えられたことは既に述べた。惟政は摂津守護に補任されて芥川城を居城としたことから、周辺の旧三好領は惟政に宛行れたと考えられる。

堺の商人の今井宗久が記した『今井宗久書札案留』²⁶⁾に、三好康長の所領や三好氏の代官だった十河民部大夫の知行地が幕府によって収公され、宗久が代官を務めて御料所の管理をしていたことが確認できる。(永祿十二年)九月十六日付けの牧郷名主百姓中宛て宗久書状案(「書札案留」『信文』一九八号)には、野尻備後守が「御借錢」の催促に対して難渋したことに對して、宗久は「然者其通信長へ得御意候処、彼御知行押置被下候旨候」と信長に報告して、信長から野尻の知行地を差し押さえることの支持を得た。さらに「上使衆」として、坂井政尚と木下秀吉の折紙が発給されたことが記されている。政尚と秀吉は、徴収のための「譴責使」の役割を負ったと考えられる。宗久はこのことを牧郷の名主百姓中に傳達して、年貢進納を求めている。牧郷は三好康長の所領だった河内国北河内郡牧方で、奥野高広氏は註(1)論文でこれを没収して宗久に給与したと指摘している。

この他にも宗久は、十河民部大夫が知行していた①塩座・塩魚座・淀魚市の塩・塩相物座の座役徴収権を与えられている(「書札案留」『信文』一九三・一九五号)。また、②十河が代官を務めて知行していた堺五ヶ荘に付された天王寺に所在する善珠安分の知行権を与えられている(「書札案留」『信文』一九二・一九九号)。さらに、③(永祿十二年)十二月二十七日付け西九条名主百姓中宛て宗久書状案(「書札案留」『信文』二〇七号)に「於西九条繩之内御料所分、先方十河

民部大夫殿知行之年貢・地子銭・諸成物以下御下知并御朱印、我等被仰付上者、従先々如有来、納所専用候」とあることから、十河が知行していた所領が御料所となり、宗久は義昭と信長から代官を命じられて年貢・地子銭・諸成物の収納を請け負っていることが確認できる。

宗久の幕府御料所の代官としての役割については、①でも「塩合物過料銭之事、从去年公方様并信長御台御料所拙者被仰付候」とあることから、義昭と信長御台の御料所の管理も行っていた。ここでは、「公方様」と敬語が付されているが、信長には付されていないことが注目される。通常、信長の家臣は義昭を「上様」、信長を「殿様」と呼び分けていることから、⁽²²⁾信長家臣との立場と意識の違いが確認できる。また、宗久は但馬生野銀山の代官だったことが知られているが、(元亀元年)七月三日付けの宮下某等宛て宗久書状案(『書札案留』「信文」二四二号参考)に「約束之御公用吹屋銭をハ、従下才方直^(下津屋某)ニ被渡間敷旨、我等代官申越候、何と相違申候哉、先度銀子有次第ニ、御上使被相添、可渡給之旨、堅以御連判申合候」とあり、「御公用」とあることから銀山は幕府の管轄で、宗久はその代官で銀子を有り次第に幕府の「御上使」に渡すことを指示している。

宗久は信長の奉行と考えられているが「註(10)池上裕子氏」、「為公儀御用、今井入道宗久節々致上洛候」(『書札案留』「信文」一八六号)とあるため、幕府の「御用」のために頻りに上洛していることが確認できる。おそらくは「御料所」や「銀山」から徴収した諸役を運上するためだったと考えられる。そのため宗久は信長の奉行としての立場よりも、幕府御料所の代官としての性格が強かったといえる。⁽²³⁾宗久は上洛戦でいち早く信長に従ったことから、撰津国住吉に二千二百石を宛行れるとともに、⁽²⁴⁾信長からの支持を得て幕府御料所の代官に任じられたと考えられる。なお、舟運に関しては「就其従信長如被申付、船渡已下無其煩可令馳走候」(『書札案留』「信文」一八六号)とあることから、信長が宗久の通行を保証している。⁽²⁵⁾以上のことから、旧三好領は關所地となつて義昭に収公され、宗久が生野銀山も含めて御料所の代官を信長から支持を得て務めていたのだった。

幕府御料所の管理については、遠国の大名によっても行われていた。安芸の毛利氏は義昭に対して、「公方様江御料所之事、付防長之間ハ不及申、雲伯之内重而千貫文」(「一城預ケ申度之事」(永禄十一年カ)九月二十三日付け柳澤元政宛て毛利元就・輝元連署状「柳澤文書」『大日史』⑦四二頁)と、領国の周防・長門と隣国の出雲・伯耆から御料所と一城を献上している。さらに毛利氏は周防国中徳地村と銀山を献上していることが確認できる。³¹⁾

しかし、当該地が押領されたことにより年貢進納が滞ったことから、義昭は現地に滞在して毛利氏との外交を担当した柳澤元政に対して面目を失うことであると強く非難し、相違がある場合には所領を返上する覚悟で毛利氏と交渉して年貢を進上するように指示している。³²⁾その結果、この年末には年貢分として銀子百枚が届けられている。³³⁾義昭は毛利氏へ他の御料所についても「先度令約諸候料所、於防長雲伯二千地可到来由」(「并石州銀山之儀、是又任先代請状旨、従当年運上候様」と、石見銀山も含めて年貢の運上を求めている(十月三日付け吉川元春・小早川隆景宛て義昭御内書「吉川家文書」『大日史』⑦四六頁)。なお、ここでは銀山の経営は「先代」義輝から継承されたものだったことが注目される。

このような遠隔地の御料所の管理は大坂本願寺も行っており、「加州四郡中公方御料所、同諸侯之衆知行事、為当寺兼代官職存知之分」(「證念書状写」(「勸修寺文書」『大日史』④八六三頁)とあることから、門徒が加賀国四郡内に所在する義昭と幕臣の所領の代官を務めていたことが確認できる。

また、義昭は永禄十二年九月には陸奥の伊達氏や肥後の相良氏に殿料を課すなど(「伊達家文書」「相良家文書」『大日史』②七一七頁)、遠隔地の大名と通好して御料所の維持・管理や諸役を課して税収を得ていたことが確認できる。これらの大名との外交の特徴的なことは、義輝が外交を行っていた大名だったことにある。すなわち、義輝は毛利氏とは豊芸講和の交渉を行っており、輝元の名は義輝から一字を偏諱されたものである。伊達輝宗の名も義輝からの一字拝領であった。³⁴⁾義昭はこれらの義輝が築いた大名との関係を足がかりにして、外交政策を展開したのだった。そのため遠隔地からの御料所の年貢進納や殿料の進上は、まさしく義輝が遺した「遺産」だったといえる。

この他にも義昭は、元亀二年十一月二日に平野社に対して神職にも関わらず神道を第一にせず、不知行地を当知行地と号して木を悉く伐取して平野にしまい「御下知」に背いたとの理由によって社領を押し領して佐分玄蕃助に宛行っていることから（『言継卿記』）、京都近郊においても寺社領を接収して御料所を形成していたのだった。

以上、ここまで義昭政権の統治権について、地子銭・諸役・徳政・守護不入における免除の特権付与と御料所経営の実態を検討してきた。その結果、義昭はこれ等を掌握していたことから、「天下」において統治権を確立していたといえる。

第二章 義昭の政権構想と信長の政治的地位

足利義昭は将軍に就任してから義昭政権を発足させて、幕臣を編成して幕府の諸機関を再興させた。さらに将軍のもとに全国の諸大名・国衆を再編する意図があり、義昭の政権構想は『永禄六年諸役人附』に表されていたことが指摘されている。³⁶ ここには義昭側近の「御伴衆」「足軽衆」「奈良御伴衆」「御小番」が記され、次いで「諸大名御相伴衆」と「外様衆」として諸国の大名が足利一門の旧守護家・畿内近国・東国・東海・九州・西国の順に、そして小規模の領主が西国から東国の順に記されている。

永禄十三年正月二十三日に織田信長は、二十一ヶ国におよぶ諸国の大名・国衆に対して禁裏御所の修理と幕府への「御用」、さらに「天下弥静謐」のために上洛することを要請する（『二条宴乗日記』元亀元年正月十五日条、『信文』二一〇号）。これは、註（6）拙著「二〇一七」で述べたが、まさに義昭の政権構想を実現化させるための政策と考えられる。そして義昭は、管領家筆頭の斯波家を信長に継がせて、管領に就任することを勧めたのだった。義昭は「天下諸侍御主」³⁷である将軍を頂点として管領を筆頭に諸国の守護・大名・国衆が従う、従来の将軍―管領―守護・大名・国衆体制を編成することを政治的目標としていたと考えられる。この義昭の政権構想に対しては信長も、二十一ヶ国の大名・国衆に上洛を要請

し、義昭が將軍として京都に君臨している間は越前や近江などの他国へ自ら積極的に侵攻せずに朝倉氏や浅井氏といった敵対する大名を滅亡させていないことから、この枠組みを遵守していたことが確認できる。義昭と信長は將軍の許に諸国の守護・大名・国衆が上洛して、將軍に在京供奉する従前の幕府体制を再興させることを図ったのだった。

そのために義昭は將軍と諸大名との紐帯として管領の設置を意図し、信長を管領に推任したと考えられる。管領は在京して將軍を補佐し、將軍の上意を大名に伝達して、大名の衆議を総括して將軍へ奏上する、將軍と大名との間を仲介する役割を担っていた。⁽³⁸⁾永禄十三年正月二十三日付け「五ヶ条の条書」(成實堂文庫所藏文書)『信文』二〇九号)で、義昭は信長と諸大名との外交権を共有し、信長は同日付けで諸国の大名・国衆へ上洛を要請していることから、まさにその役割を担うことになったと評価できる。当初、義昭は信長に副將軍か管領に就くことを打診するが、信長は「分国」の大名であることから在京して將軍を直接的に補佐する役割を断って美濃に帰国する。そして、自らが関与せずとも「天下」の支配を公正に行うために永禄十二年正月に「殿中御掟」(仁和寺文書)『信文』一四二号)を定めたのだった。

当該期における信長の政治的地位は、「義昭・信長対立史観」に基づいて將軍を傀儡化していたと考えられ、或いは將軍の代行になったとされてきた。⁽³⁹⁾また、幕府が発給する奉行人連署奉書と信長朱印状との関連や機能から、「実質的に副將軍」だったとする指摘や「山城守護」とする見解が出された。⁽⁴⁰⁾その一方で、『原本信長記』(巻一)に「信長へ再三御使在之、副將軍歟、可被准官領職趣被仰出候」とあることから、藤木久志氏は「副將軍か管領に准じる地位」と指摘した。⁽⁴¹⁾

近年、これを積極的に評価したのが石崎健治氏と水野嶺氏である。⁽⁴²⁾石崎氏は義昭の意思は信長を副將軍や管領に正式に任命することにはなく、同格・同列の格式を与えて「副將軍格」「管領格」の待遇・地位に就けることを意図していたと指摘した。水野氏は信長は義昭から管領と足利氏一族しか許可されない「裏書御免」を授与されて、「准管領」待遇を得ていたと指摘した。石崎氏は手続きの過程から、水野氏は結果から検討した。結論的には室町幕府の儀礼的秩序を基礎にして、義昭はこの中に信長を位置づけて下位の地位に就けることを意図しており、格式を梃子にして主従関係が形成され

た、として一致している。

しかし、両者とも信長・義昭が置かれている政治状況や政治的立場に基づき、関係性を捨象した見解といえる。石崎氏は「極力自身の下位に位置付けたいとする義昭の執念が垣間見られる」とする、義昭の感情論で信長との関係性を論じた。そして政権のあり方をめぐる思惑の懸隔を想定して、「水面下では激しい攻防」があったとする緊張関係から対立に至ったと述べた。一方の水野氏は、「裏書御免」の授与と「准管領」の待遇を得たとする見解は史料的な裏付けのない推論であり、いずれもその契機を「条書」と「触状」とするが推論に立脚した推測であるため論証の過程において問題がある。

それではここで、一連の過程を整理して副將軍・管領推任の実態について検討する。石崎氏は、義昭は信長の反応を見ながら管領（格）↓斯波氏家督かつ「御父」↓副將軍推任の過程だったとし、さらには「管領代」に就かせたい意図があったと指摘した。しかし実際には、『原本信長記』および『足利義昭上洛記』⁴³によると次のようになる。十月十八日に將軍宣下を受けた義昭は、二十三日に祝言の能会を催した（『足利義昭入洛記』）。ここで副將軍か管領に准じた役職の就任を打診するが、信長は「御斟酌之旨被仰上、御請無之」（『原本信長記』）と辞退する。そして信長が義昭に帰国することを言上したところ、「天下の御用を仰せつけらるへきとて、一両日はめし（召し置かれ）をかれ」（『足利義昭入洛記』）と、義昭は「天下の御用」を仰せ付けるとして、信長を京都に二日間留め置いた。信長は二十六日に美濃へ帰国するが、この間の二十五日に二十四日付けの①「御父」と記された「武勇天下第一」の感状と②足利家の桐紋と二引両の家紋の下賜、③斯波氏の家督継承を推める三通の義昭御内書が伝えられたのである（『原本信長記』）。すなわち、織田氏は尾張守護を務めた管領家斯波氏の守護代の家柄である。そのため信長は管領家ではないことから、義昭は直接的に管領を避けてその職務を実質的に担う管領に准じた管領相当の役職（「管領職」）か副將軍に任じることを意図して推任した。しかし信長が丁重に辞退したことから、義昭は信長が織田家は管領家ではないため断つたと家格の問題のために辞退したと考えて、その前提として斯波家の家督を継ぐことを③で容認した。これによって義昭は、信長が正式に管領に就任でき得る条件を整えたといえる。

また、「副將軍格」「管領格」・「准管領」の格式については、信長は桐・引両の足利家の家紋を下賜されており、「御父」によって義昭と擬制的な親子関係が形成されていたことから、管領家以上の足利家一門の待遇を得ていたのである。そのため仮に「裏書御免」の格を得たとするならば、永祿十三年正月の「条書」ではなく足利一門の処遇を得た十月二十四日だったと見られるのである。石崎氏と水野氏は両者の関係を格式上の問題として捉えたが、幕府官制上の実際の役職で將軍を補佐する「管領」の職務と、足利一門の栄典を授与されて処遇されたことを看過しているといえる。

さらに付言すると、義昭は信長の帰国を「天下の御用」を仰せ付けるとして留め置いて御内書を発給したことから信長を京都に留めたい意思があり、そのために斯波家の家督を継承させて管領に就かせることによって幕府の職務を任せ、在京供奉させようとしたと考えられる。信長は上洛した当初に官解由小路にあった元の將軍御所である「古津所」(『言繼卿記』永祿十一年十月十六日条)の「武家陣」を宿所としたことから、すでに上洛時から信長には管領としての役割が期待されていたといえる。義昭の政權構想は『永祿六年諸役人附』に表されていたことが明らかにされており、諸国の大名・国衆を「天下諸侍御主」たる將軍に従えることを意図していた。管領は將軍と諸大名の紐帯となり、在京供奉して將軍を補佐する役割があったことから、義昭はその役割を信長に請け負わせることを意図したと考えられる。

また、詳細は別稿で述べたのでここでは結論のみを記すと、永祿十三年正月「条書」で信長は管領の職務のうち諸大名との外交権と軍事指揮権を請け負うことになった。これは管領の職務を負わせたい義昭と拒否する信長との間で、永祿十二年十月に伊勢攻略問題に端を発する「セリアキ」と、軍事に関わる矛盾を解消するために妥協の結果として取り結ばれた協約だったことを明らかにした。そして、永祿十二年正月に「殿中御掟」で幕府の裁許手続きを定めたことから、信長と義昭は「殿中御掟」と「条書」によって政治と軍事の役割分担を定めたのである。そのため、信長への管領職推任と「条書」は格式上の問題ではなく、実態をとまなうものだったといえる。なお、水野氏は「条書」を、信長を幕府の身分秩序に位置付けようとして様々な栄転授与を行った義昭と、それを受けなかった信長の「思惑の妥協点」「条書」であり、

「准管領」信長という待遇」だったと「思惑」の観点から論じた。結論的に両者の「妥協の産物」とする評価は筆者と同じであるが、筆者とは論点の立脚点と立論の過程が根本から大きく異なっていることをお断りしておきたい。

第三章 信長の上洛と上洛戦後の復興政策

室町幕府が京都に所在している間、信長は「天下」の支配に関与しないとする消極的な姿勢を明確に示していた。信長は複数回上洛することになるが、それでは信長はどのような時に上洛したのであろうか。これについて信長の上洛を示したのが、本文末の表1「信長上洛表」である。⁴⁵ 管見の限りで永祿・元龜期における信長の上洛は十四回確認された。

表1①は、義昭に供奉しての上洛戦である。信長は四国三好勢を征討して畿内を平定し、義昭が將軍に就任した後に美濃へ帰国する。美濃で信長は大和の松永久秀を迎えて年始の参賀を受けている。この久秀の美濃下向の隙を衝いて、永祿十二年正月五日に義昭が御座所としていた六条の本圀寺を四国三好勢が襲撃したことから、義昭を救援するために単騎早駆けで上洛したのが②である。戦後、信長は再度の襲撃に備えて元の將軍御所を再建し、公家領の調査と所領回復などを行ってから帰国する。③は永祿十二年八月から十月にかけて行われた伊勢平定戦の後に義昭へ報告のために上洛するが、義昭と「セリアキ」^{（競り合い）}（『多聞院日記』同年十月十九日条）が生じたことから直ぐに帰国している。

④は永祿十三年正月二十三日付けで諸国の大名と国衆に「触状」を發して將軍と朝廷を支えて「天下弥靜謐」のために上洛を要請し、自らも上洛した。続いて「為上意被仰出」と將軍義昭の命によって、若狭国衆の武藤氏を「成敗」するために京都から織田・幕府の連合軍を率いて若狭に出陣する（『元龜元年』七月十日付け毛利元就宛て信長朱印状「毛利家文書」『信文』一四五号）。これに対して越前の朝倉義景と近江の浅井長政が蜂起したため、⑤越前金ヶ崎から京都に撤退し、美濃へ帰国する。そして、この幕府軍敗戦による將軍權威の挽回を図って三河の徳川家康と連合して、近江国を流れ

る姉川で朝倉・浅井連合軍と合戦し、義昭へ戦勝報告のために上洛したのが⑥である。⑦は朝倉・浅井と連繋して四国三好勢が大坂に攻め寄せたことから、上洛して摂津へ出陣する。さらにこれに呼応して朝倉・浅井軍が近江と山城の国境に南下したことから、⑧上洛して志賀へ出陣する。⑨は朝倉・浅井と連繋した比叡山延暦寺を焼き討ちした後の上洛である。

⑩⑪は元亀二年六月に大和の松永久秀と河内の三好義継が義昭に離反して軍事行動を活発化させたことから、その備えのために義昭は京都に信長のための邸宅建造を行った(『原本信長記』巻五、元亀三年三月十二日条)。信長は上洛してから交野へ柴田勝家・佐久間信盛等を派兵する指揮を執り、次いで近江に出陣する。

⑫⑬は元亀四年二月十三日に義昭が「御逆心」して蜂起したことに對する上洛である。

ここで確認した信長の上洛で特徴的なことは、明解である。すなわち、上洛の目的は軍事に関わることに限られており、特に a. ①②～⑪義昭の敵対勢力を征討することと、b. ③⑨義昭への合戦の報告に限られていることである。⑫⑬は最終的な義昭の蜂起を鎮圧するためだったが、いずれにしても義昭との軍事的関係に限って上洛したのだった。実際に信長は、「最前四国衆可有上洛由有増の時ハ、御所方信長方參洛候て談合之時者、阿州衆出張候て、何之所へ成共、不移時日則出合、一戦にて可勝負由候」(『細川両家記』)と、四国三好勢が攻めてきた時には即時に何処へでも「勝負」のために駆けつけると約諾している。義昭は安芸毛利氏との外交において、「畿内無異儀候、信長去月令參洛、馳走候間、弥靜謐候」(『元亀三年』四月十三日付け柳澤元政宛て御内書「柳澤文書」『大日史』⑩二七八頁)と、信長が上洛していることについて「畿内」は「靜謐」な状態であると述べている。そして信長は、元亀二年六月に大和の松永久秀が義昭に離反して蜂起した後に越後の上杉謙信への九月二十五日付け書状で、「就上意之趣、去月中旬令上洛候、畿内之体無別条候、一兩日以前納馬之式候」(『上杉家文書』『信文』二九八号)と述べている。これらのことから、信長は義昭からの要請に応じて上洛し、それによって「天下靜謐」となり、「別条」ない状態となつてから美濃へ帰国していることが確認できる。

⑬は義昭の調停によつて信長は伊勢北畠氏と講和したとの説もあり、⁴⁶義昭との関係が示唆されている。筆者はこれまで

信長は義昭を「傀儡化」することは意図しておらず、両者は「対立」的ではなく協調関係だったことを明らかにしてきた。この上洛表からも、信長は軍事的に義昭を支援することが目的で上洛していたことは明らかである。

ここで注目されるのが、②の永禄十二年正月から同年四月までの上洛である。この時に信長は、三月に摂津・山城・大和に撰銭令を出した（「四天王寺文書」『信文』一五二号・「京都上京文書」『信文』一五三号・「多聞院日記」永禄十二年三月二十四日条）。これ以前の永禄十一年十月に、信長は関所を撤廃して分国の往還を自由としている。従来、これらは信長の経済政策の一環に位置付けられ、ことに関所の撤廃は美濃国加納と近江国安土で実施した「楽市・楽座令」とともに中世の経済秩序を破壊することを意図した信長の革新性を示す政策とされてきた⁴⁷。しかし、都市支配の観点からすると、これらは上洛戦によって荒廃した都市の一連の戦後復興政策だったと考えられる。すなわち、同様に中世の商業体制を解体したとされてきた「楽市・楽座令」は、美濃攻略後の永禄十年十月に美濃国の加納を「楽市場」にして合戦で離散した市場の住人の還住政策だったのであり、天正五年六月に近江国の安土を「楽市楽座」にしたのは新しい城下町を建設するに際して商業資本を誘致するための政策だったことが明らかにされている〔註(10) 池上裕子氏・註(47) 長澤伸樹氏〕。

関所の撤廃は、伊勢平定後の永禄十二年十月にも行われており（『原本信長記』巻二）、越前一向一揆征圧後に柴田勝家に宛てた天正三年九月の「越前国掟」や、天正十年三月に甲斐武田氏を滅ぼした後に河尻秀隆に宛てた「甲斐・信濃国掟」にも制定されている（『原本信長記』『信文』五四九号・九八五号）。関所を通過する際には領主に対して通行税の関銭を納入するため、商業・流通活動に支障を生じさせていた。これを撤廃することによって自由な往還が可能となることから、人と物資の流通が活性化される。『原本信長記』（巻一）に「都鄙之貴賤一同二忝と拝し申、満足候訖」とあるように、人々に歓迎を持って迎えられた政策だった。そのため信長は、上洛戦で荒廃した商業都市京都を復興させるために関所を廃止したといえる。そして、翌年の永禄十二年正月に上洛した際には経済の復興状況を確認したうえで、商業活動の安定化のために撰銭令を發布したと考えられる。

上洛戦は所領主にとって、「去年錯乱以来年貢不納之由、無是非候」（永禄十二年四月二十日付け曇華院雑掌宛て信長朱印状「曇華院文書」『信文』一七一号）という年貢不納の事態をもたらした。信長は「外聞」を重視していたことが明らかにされているが〔註（9） 神田千里氏二〇一四〕、この事態を生じさせたのは他ならぬ義昭・信長による四国三好勢征討のための上洛戦だった。幕府の永禄十二年七月三日付け奉行人連署奉書には「当知行之処、国錯乱以来無沙汰云々、太不可然、所詮静謐之上者、為直務全領知」（賀茂別雷神社文書）『大日史』③六頁）とあることから、戦乱の終息による「静謐」の実現化によって年貢進納が可能となる。信長は「錯乱」による年貢「不納」の事態を生じさせた当事者であることから、非難を回避するためにも復興政策を展開したと考えられる。

信長は②の上洛時の永禄十二年二月から將軍御所の再建と三月には公家所領の調査を行い、続いて同年五月頃から禁裏御所の修築を行って幕府と朝廷の保護を行っている。さらに⑨の後の元龜二年九月晦日には「公武御用途」の「段別」（阿弥陀寺文書）『信文』三〇〇号）を上下京中に賦課して経済的な支援を行う。これらも幕府と朝廷を再興させて元の政治体制と秩序を回復することを意図した戦後復興政策の一環だったと考えられる。この時期に段別米が賦課された背景として、同月十二日の比叡山焼き討ちがあったと考えられる。比叡山延暦寺は鎮護国家の祈願所だったことから、延暦寺の没落は朝廷の衰退も意味していた。公家の山科言継は「王法可有如何事哉」（『言継卿記』同日条）と慨嘆している。信長は京城中の田畠へ公事を賦課することによって、朝廷と幕府を経済的に補う措置を講じた。これによって、仏法の冥加の喪失を物理的に補填することを図ったと考えられる。『原本信長記』（巻四）には「天下万民一同之満足不可過之云々、於本朝御名譽御威光不可勝計」とあり、著者の太田牛一が信長の政策を善政と評価した偏った記述の側面はあるが、京都の領民から歓迎されて信長の名譽と威光が栄えることになったと記している。

第四章 永祿・元龜期における明智光秀の政治的位置

永祿・元龜期の京都支配において、政治的に重要な役割を果たしたのが明智光秀である。光秀は永祿十二年三月三日に公家所領の調査を日乗上人と行っており（『言繼卿記』）、「公武御用途」の「段別」賦課を信長家臣の塙直政・嶋田秀満と幕府奉行人の松田秀雄とともに行っている。光秀は義昭と信長との間で両属的な関係にあったとされている⁽⁴⁸⁾。実際には光秀は元龜元年四月段階で義昭から山城国久世荘を「一職」宛行れており（元龜元年四月十日付け幕府奉行人宛て東寺禪識披露状「東寺百合文書」『大日史』⁽⁴⁾二二六〇頁）、元龜二年九月の比叡山焼き討ち後には信長から近江国志賀郡を宛行われている（『原本信長記』巻四、同年九月十二日条）。そのため、信長と義昭それぞれから恩賞を得ている。

また、信長と義昭が永祿十三年正月に締結した「五ヶ条の条書」では日乗上人と宛所となっており、両者の間で重要な役割を果たしていることが確認できる。筆者は以前に光秀は義昭との関係が強かったことを指摘した「註（6）拙著二〇一九（初出は二〇一五）」⁽⁴⁹⁾。その後柴辻俊六氏が註（28）著書で光秀の発給文書を整理した上で、同様の見解を示している。ここであらためて義昭と信長の京都支配における光秀の政治的役割について、受給も含めた関係文書で確認する。信長関係の史料である『原本信長記』での光秀の初見は、永祿十二年正月の本圀寺合戦で義昭の兵士として戦っている記事である。巷間に信長と義昭を引き合わせたのは光秀だったと知れ渡っているが、同書には記されていない。本圀寺合戦後、光秀は信長の奉行人と連署状を発給して政治的活動を行うようになるが、ここで注目すべき点は光秀が織田家奉行人と連署する案件は幕府と関わる事項だったことである。

本文末の表2は永祿・元龜期と天正初年までの光秀関係文書目録である⁽⁴⁹⁾。これに拠ると、永祿期から義昭が蜂起する元龜四年二月までの光秀文書は四十四点確認された。その内容は、①幕府奉行人連署奉書が発給されて、それに関わるもの

(表2 No.1・4・5・11・14・16)、②義昭の意思を奉じたものや義昭への披露状・取り次ぎ役を務めるなど、直接的に義昭と関わるもの(表2 No.2・12・13・15・17・18・19・20・21・22・24・26・36・37・39・41・42・44)、③若狭武田氏関係(表2 No.7・8・9)、④幕臣の違乱(表2 No.3・6・10・23)、⑤元亀二年九月の「公武御用途」の「段別」賦課関係(表2 No.28・35)、⑥信長と直接的に関わるもの(表2 No.25・26・38・40・43)、の六項目に大別される。このうち、③の若狭武田氏は義昭の妹婿であり、②のNo.20は信長朱印状だが三好為三の降伏によって所領振り替えの相博を摂津守護の伊丹親興へ傳達することを求めたものである。光秀から義昭に伝えられ、義昭から親興へ傳達されたと考えられる。また、⑥は軍事に関する内容である。そのため、永禄・元亀における光秀関係文書は、一部⑥があるが①～⑤までほぼ全てが幕府と関わる内容なのである。以上のことから光秀は、信長よりも義昭との関係が強かったことがあらためて確認できる。

しかし光秀は、義昭が参内した時には隨身しておらず、幕府における儀礼の場でも参加していないことが『言継卿記』から確認でき、他の細川藤孝・三淵藤英や一色藤長・上野秀政といった義昭側近の御供衆・御相伴衆や奉公衆と行動を共にしていない。そのため、政権中枢に列していなかったことが確認できる。

光秀の義昭政権における政治的役割は軍事的奉公があり、永禄十三年四月からの若狭攻めでは戦地から義昭へ戦況を報告しており(表2 No.18)、元亀三年四月十七日に松永久秀方の騎西城攻めに出陣した際には「公方衆八細川兵部大輔・三淵大和守・上野中務大輔・明智、信長方二八佐久間右衛門・芝田、此外池田・伊丹・和田相向」(『尋憲記』同日条)とあることから、奉公衆と共に出陣している。ここでは將軍直臣の奉公衆・摂津守護と信長の家臣はそれぞれ区別されている。『言継卿記』永禄十三年正月二十六日条にも公家の山科言継が年頭の礼に赴いた「奉公衆」の内に記されていることから、当時の人々に光秀は信長の家臣ではなく幕臣で奉公衆と認識されていたのだった。

光秀は義昭政権においては政所の奉行人や義昭側近として幕府の意思決定には関与せず、「公武御用途」の「段別」賦課や地子銭管理に関与していることから、幕府財政を管理する代官や在地支配を担当していたと考えられる。そして「五ヶ

条の条書」の宛所にもなっているように、義昭と信長の取り次ぎ役を務めたと考えられる。

光秀がその役割を務めるようになる背景には、和田惟政との関係があったと考えられる。惟政は信長とは上洛前から交渉を行っており、イエズス会の宣教師が記した『日本西教史』には「信長尾張ニ帰ルニ臨ミ、和田殿ヲ以テ己ノ副將即チ副王トナシ、己ノ在京セザル時ノ万端ノ政務ニ当ラシメントセリ」（欧文材料第九号釈文、『大日史』②四三五号）とあり、信長は美濃への帰国に際して惟政に政務の万端を任せていた。宣教師からは信長の「副將」「副王」と認識されていたことが確認できる。実際に禁裏率分銭のことで信長の意向を聞いたり、朱印状発給の取り次ぎなどを行っている（『言繼卿記』永禄十二年三月十・二十五日条）。また、相論裁許や用脚免除などで織田家奉行人と連署状を発給している（『坪井鈴雄氏所蔵文書』『信文』一三八号・「多田院文書』『信文』一五四号）。

しかし惟政は、『言繼卿記』永禄十三年三月二十四日条に「和田従去年秋勘気也、為武家被仰直云々」とあることから、永禄十二年の秋に信長との間で齟齬が生じて義昭が仲裁していることが確認できる。時機的に、義昭との「セリアキ」の調停に失敗した可能性も想定される。惟政は以後は摂津の統治に専念することになったようであり、「勘気」を蒙って以降は信長との取り次ぎ役を務めていない。代わって信長との間を取り次ぐ役割を担うのが、光秀だったと考えられる。永禄十三年正月に締結された「五ヶ条の条書」は、光秀と日乗上人が宛所となっている。詳しくは別稿の註（44）で述べたが、この「条書」は永禄十二年八月からの伊勢侵攻によって生じた義昭との「セリアキ」の関係を修復するための協約だったと考えられる。光秀と日乗上人は、この「条書」の直前に美濃に下向していたことが確認されている。⁵⁰『言繼卿記』永禄十三年正月二十六日条には、「明知十兵衛、濃洲へ下向云々」とある。そのため、この交渉のために光秀は信長と折衝し、義昭との調停を成功させて「条書」締結を実現させたのだった。これによって、惟政に代わる信頼を信長から得たと考えられる。上洛した当初の永禄十一年十月に惟政は、公家所領の回復交渉で信長との間を取り次いで朱印状発給に関与する役割を担っていた。しかし、「条書」締結後の永禄十三年三月六日に行われた公家所領の調査では光秀と日乗上人が行っ

ている（『言継卿記』）ことから、ここで役割の交替が行われていたことが確認できる。また、織田家奉行人との連署状も惟政と替わって発給し、行政にも関わるようになるのであった。永禄十三年二月三十日に信長が上洛した際には光秀の居所を宿所としており（『言継卿記』）、翌日に信長はここから初めて禁裏御所へ参内していることが注目される。

光秀は永禄十三年三月に公家領の調査を行い、元亀二年九月には上下京に「公武御用途」の「段別」賦課の実務を担当した。この段別米賦課は『言継卿記』同年十月九日条によると「在々所々五六百通」配符されたことが記されており、その処理のために信長は幕府の政所からも奉行人を派出させることを求めている（十一月一日付け伊勢貞興宛て書状「本法寺文書」『信文』三〇六号）。この配符状で光秀は日下に署判していることから実務の主担当者だったと考えられ、幕府においては義昭に軍事的奉公して信長との間を取り次ぐ一方で、政所の役人だった可能性も想定される。

比叡山焼き討ち後に山門所領は闕所地となり接收されることになったが、元亀二年十月から①光秀と村井貞勝による大徳寺領違乱（十月十日付け大徳寺納所宛て稲葉一鉄書状「大徳寺文書」『大日史』⑦一五八頁）、②光秀の廬山寺領違乱（甘露寺経元宛て女房奉書「廬山寺文書」『大日史』⑦八六頁）、③光秀の諸門跡領違乱（『言継卿記』十二月十日条）、④木下秀吉の泉涌寺領違乱（『言継卿記』十一月八日条）、⑤丹羽長秀・中川清秀等の禁裏御料所船木莊違乱（『言継卿記』十二月十日条）と、違乱が相次いで起こっている。このうち光秀は①②③と多くの違乱に関わっており、②では「山門の末寺と号し山もんのまつ寺とかうし」違乱に及んでいる。これらは山門闕所地の整理が行われる過程において、所領主の確認が行われる錯綜した状況の混乱に乗じて違乱が横行したと考えられる。また、①ではこのために「仍村井・明智御寺領分違乱申由候、無是非存候、定而洛中改而指出申付候つる条、其首尾二一往相構候哉」と、洛中で検地を行い所領の確認がなされた。洛中の検地については、①に「改而」とあることから以前にも行われたことが確認できる。実際に上山城の賀茂郷の諸侍は上洛戦で義昭に味方したことから所領を安堵されたが、その際に指出検地が行われ、稔田が摘発されて永禄十二年四月十日付け幕府奉行人連署奉書で毎年四百石の運上と百人宛の軍役が賦課されている（『賀茂郷文書』『信文』一八八号参

考)。光秀は秀吉と連署で副状を発給していることから、この時の検地に関与していて運上米の管理を行ったと考えられる(『賀茂郷文書』『信文』一八九号)。

また、光秀は数々の混乱によって義昭に致仕を申し出て奉公を辞するが、その取り成しを元龜二年十二月二十日に義昭側近の曾我助乗に依頼した際に下京壺底分の地子銭を進上している(『古簡雜纂』『大日史』⑦一九五頁)。そのため、光秀が地子銭を知行していたことが確認できる。しかし信長が義昭を叱責した「異見十七ヶ条」(『尋憲記』元龜四年二月二十二日条、『信文』三四〇号)には「明智地子銭を納置候」とあることから、収納の管理をしていたことが確認できる。京都の地子銭の進止権は幕府が掌握しており、義昭は所領宛行の代わりに代官職を宛行っていたことから、光秀は幕府の地子銭収納の代官だった可能性が考えられる。以上のことから、光秀は所領調査・「公武御用途」の「段別」賦課や検地を通じて在地の状況を把握し、さらに旧山門領の整理と地子銭を管理する代官を務めたことから、幕府財政に精通していたと考えられる。したがって、光秀の知行と山門闕所地・地子銭の徴収権は分けて捉える必要性があるといえる。

光秀の所領について早島大祐氏は註(5)論文で、旧山門領が宛行れて洛中洛外における山門闕所地の地子銭も信長買物代名目で知行したと指摘した。そして元龜四年七月の義昭追放後に光秀は村井貞勝と共に京都代官に就任するが、それは以前から織田政権の地子銭支配に密接に関わっていたことが背景としてあったと指摘した。

早島氏の見解は闕所地は織田政権によって収公されたと積極的に評価し、地子銭知行もその一環として位置付けている。また、光秀が義昭追放後に京都支配を担当することになった理由については、染谷光広氏によって光秀が幕臣だったことから旧幕臣が附属されて統率する役割があった可能性が指摘され、早島氏は信長から洛中洛外の旧山門領の知行を託されて、織田政権の地子銭支配に密接に関わっていたためと指摘した。しかし実際には、これまでの検討から人的関係や織田政権における闕所地と地子銭支配への関与のみならず、義昭政権における政治的役割に因ると考えられる。

第五章 幕府滅亡後の京都支配

足利義昭は「天下」の統治権を掌握し、信長に軍事的役割を担わせることによって「天下静謐」を実現化させていた。これに激的な変化をもたらすことになったのは、元龜四年二月十三日に信長に対して「御逆心」した義昭の蜂起である。

義昭・信長の上洛時より、畿内の国衆・土豪は既述の通り入江氏・革嶋氏や竹内氏のように足利將軍家と四国三好勢との間においてどちらに服属するかの選択を行っていた。この選択は、義昭の「御逆心」時にも起こっていた。近江国衆で明智光秀の与力となっていた山本対馬守・渡邊宮内少輔・磯谷久次は、元龜四年二月六日に松永久秀へ寝返っている（『兼見卿記』）。これは義昭が信長に「御逆心」して蜂起する前であり、蜂起後に義昭が久秀と同盟を結ぶのは二月十四日のため（『尋憲記』二月三十日条）、山本等は義昭が蜂起する以前に久秀方へ離反したのだった。これによって義昭は摂津国守護の伊丹親興の許へ落ち延びたと思われるほどの、畿内に大きな衝撃をもたらした（『尋憲記』二月十五日条）。

信長は細川藤孝を通して国衆の動向について情報収集に努め、「朱印遣候はんかた候者、可承候、只今内藤かたへの折昏遣之候」（元龜四年）二月二十六日付け細川藤孝宛て信長朱印状「細川家文書」『信文』三六二号と、藤孝の状況報告に基づいておそらくは所領安堵を保証する朱印状を発給して「一味候様ニ調略可然候歟」（二月二十三日付け信長朱印状「細川家文書」『信文』三六〇号）と味方になるよう調略を行っていた。また、明智光秀も（元龜四年）二月二十四日付けで革嶋秀存に対して「其元御雜説候由、無御心元候」（『革嶋文書』表2 No.46）との、革嶋氏が義昭方へ寝返る雑説があったことから状況を確認する書状を発給している。

河内の十河存保に対して信長は、「若江之事即時ニ乗執ニ付てハ、河内半国義継分、并欠郡之儀可契約候、若又一旦ニ不落居候共、付城已下馳走候て、少相延候共、於入眼者、半国之儀可申付候」（元龜四年）四月十九日付け柴田勝家宛て

信長朱印状「山崎文書」「信文」三七〇号」とあることから、義昭に与した若江城主三好義継の所領である河内半国と欠郡を宛行うことを条件に、味方となつて若江城を攻略するよう「契約」している。さらに、一度で攻め落とせずに時間がかかっても半国を宛行うことを保証している。このように、所領宛行を条件に調略が行われたのだった。

また、山城国狛郷を支配していた狛氏は、元龜三年十一月日付けの信長朱印状で「狛郷之事、如前々可為領知候、并家来等之儀、不可有相違之状如件」(『古文書纂』『信文』三五二号)と、当知行安堵されていた。ところが義昭の蜂起によって家来が分裂し、「右此四人(なかむら・たかのはやし・ひかし・ちんとうし) (今度) 致別心を、彼者共公方へ罷出、(秀政) 上野へ与力仕候間、せいはいいたし候」(七月五日付け狛左馬進知行書立案「小林文書」「信文」三七六号参考)と、中村等の与力四人が義昭側近の秀政に味方した。これにより狛氏によって成敗されることになったが、このような国衆・土豪の内部においても分裂が生じたことが確認できる。また、細川藤孝の家中においても離反する者があり、「福地事、公儀へ罷出由候、不可有後悔候、其方二候共、比興者二候へハ、用二不可立候」(元龜四年)三月七日付け藤孝宛て信長黒印状「細川家文書」「信文」三六四号)と、福地が義昭方へ寝返つたことから、信長によって「比興者」で用に立たない者であるから後悔しないようにと慰撫されている。このように義昭と信長は所領安堵を条件として激しい調略合戦を展開し、国衆・土豪も生存と自領の安堵、さらには戦功による新知宛行を懸けてまさに一所懸命の攻防がなされていたのだった。

このような分裂は、義昭政権の内部でも起こっていた。幕臣には所領の不足に対する不満が鬱積しており、それを主君である義昭に向けることはできないことから、比叡山を焼き討ちした信長へ転化した(註(6)拙著二〇一七)。これによって、幕府において信長を非難する排斥派と擁護派の分裂状況が生じていた。この要因については、元龜三年十二月に信長が義昭を叱責した「異見十七ヶ条」に、義昭の恩賞は「忠・不忠」に関わらず臍原によって与えられていたことが記されている。小稿の第一章で明らかにしたように、義昭は「天下」における領主権を掌握して、さらに遠国の大名とも外交を通じて御料所・銀山の管理や殿料の賦課・栄典を授与することによる礼銭の収納などを行つて財政基盤を確立させた。信

長も上下京に「公武御用途」の「段別」を課して経済的支援を行った。しかし義昭はこうして得た金銀や米を蓄財して幕臣に与えず、朝廷の保護のためにも支出しなかった。信長は「異見十七ヶ条」で「御用ニも不相立候段、何之御為候哉」と、「御用」のために用いなかったのは何のための蓄財だったのかと強く非難している。特に後者については、「五ヶ条の条書」の第五条目で定めた「禁中之儀、毎事不可有御油断之事」に違反する行為であった。これらのことは美濃にいる信長が知り得ており、京都の「土民・百姓」も義昭を「あしき御所」と非難していることから、当然ながら幕臣も知っていた筈である。そのため幕臣は義昭への不満を信長への非難に転化して、義昭に信長排斥を働きかけたのだった。

元亀四年四月に信長は義昭の二条御所を「御所巻」して、これら幕臣の排除を図る。正親町天皇の勅命講和もあって幕臣は起請文を差し出して信長に降伏するが（『和簡礼経』『信文』三七一号）、義昭は再び挙兵する。これによって、結果的に信長は義昭を追放した。「天下」の主宰者である将軍が不在になったことから、信長が代わって「天下」を「取り鎮める」ことになる。それまでの信長の朱印状は幕府の統治権に基づき、それを遵守していたが、天正元年十二月十四日付で仁和寺の寺領を安堵した朱印状（『仁和寺文書』『信文』四二八号）では「御境内守護使不入事」と守護不入の特権を付与するとともに、「縦何方判形有之共、前後令棄破之上者」と、これまで幕府が発給してきた文書を無効とする方針を打ち出して「御下知之旨」を否定する。また、その他の統治権についても、「田島・山林・洛中地子銭等之事、為守護使不入之地、当知行之上者、全可被領知、臨時之課役免除畢」（元亀四年七月日付け長福寺宛て朱印状「長福寺文書」『信文』三七九号）と「当知行」に基づいて地子銭等を安堵して臨時の課役を免除している。このように「任御下知之旨」に基づかず信長が直接特権を付与していることから、信長が領主権を掌握して政権交代が行われたことが確認できる。また、禁制への様式も義昭の蜂起を境にして、書止文言がそれまでの奉書形式の「仍執達如件」から直状形式の「如件」に変化する（『離宮八幡宮文書』『信文』一一〇・三六五号）。

さて、このような免除だけではなく、信長の下京町人中宛て元亀四年七月一日付け朱印状写に「地子銭之事、如前々万

此方奉行入収納」(『饅頭屋町文書』『信文』補一三三二号)とあることから、地子銭を信長政権の奉行人に納めることを通達している。このことから、信長が直接的に地子銭の徴収権を接収したことが確認できる。この地子銭を代官として管理したのが、幕府において地子銭の管理を行っていた光秀だったと考えられる。地子銭支配について早島大祐氏は光秀に地子銭知行が還付されたとして、京都は「間接支配」されたと述べた。そして、信長は天正三年後半に旧關所地を含む地子銭を獲得して「直接支配」が開始されたとする。その移行期を「過渡的な京都支配」とし、義昭との対立によって地子銭全てが織田政権に収公されたが、義昭追放後に当知行安堵が行われて山門關所地も光秀に還付されたと指摘した。しかし実際には、義昭追放後に信長は幕府の統治権を掌握したことにより、京都は信長の直轄地となっていたといえる。そのため京都は光秀が領主となって「間接支配」されたのではなく、光秀は幕府においての実務実績を信長から評価されて村井貞勝と共に奉行(史料的には「京都御代官」「愛宕山尾崎坊文書』『信文』三七五号参考)として支配を任されたといえる。そして信長は三好義継や伊丹親興等の幕府方勢力を征討し、天正三年十月には大坂本願寺と和睦して、「天下静謐」を実現化させて畿内における支配体制を確立させるのであった。

おわりに

永祿十一年九月二十六日に上洛した足利義昭と織田信長は、それまで「天下」を征圧していた四国三好勢を征討する。義昭は征夷大將軍に就任すると、幕臣を整備して義昭政権を発足させた。義昭は畿内に守護を配置し、統治権を掌握して支配体制を確立させた。これによって幕府が再興されたが、さらに義昭は「天下諸侍御主」の將軍を頂点として管領の許に大名が統率される旧来の政治体制を築くことを政治的目標とした。

「分国」の大名である信長は、義昭からの「管領職」就任の勧めを辞退して美濃へ帰国する。信長は「副将」として和

田惟政に義昭の補佐を任せるが、信長との間に齟齬が生じることになった。替わって義昭と信長との間を取り次ぐ役割を担ったのが明智光秀だった。光秀は所領調査や「公武御用途」の「段別」賦課を行っており、地子銭の管理や検地に関わっていることから、幕府においては政所の役人だったとも考えられる。また、幕府に収公された旧三好勢の摂津・河内における闕所地は和田惟政に宛行れたり、生野銀山も含めた幕府御料所は今井宗久が代官となって管理された。

信長は永禄十三年正月の「五ヶ条の条書」で義昭から軍事権を委任されて、外交権を共有した。これによって、在京せずとも管領の職務の一部を請け負うことになった。しかし、元亀四年二月に義昭が蜂起したため、京都から追放する。義昭が掌握していた「天下」の統治権は信長が管掌することになり、政権交代が行われて信長の直轄領となった。信長は地子銭を免除して還任政策を行い、義昭追討戦後の復興を図る。そして村井貞勝と明智光秀に統治を担当させるのであった。

信長の領国統治の基本政策は、「当知行安堵」だったことが明らかにされている〔註(2) 脇田修氏・註(10) 池上裕子氏〕。それまでは歴代の足利将軍と室町幕府によって支配秩序が形成されており、それが「任御下知之旨」せた「当知行安堵」の規範となっていた。しかし信長は「天下」の支配において「縦何方判形有之共、前後令棄破之上者」とそれを否定したことから、新しい理念的な支柱が必要となった。そこで信長は、誰しも得心する理念として慣習に基づく「順路憲法」を用いることになったと考えられる。信長は「越前国掟」と「甲斐・信濃国掟」において、統治に際しての基本を「順路憲法」とすることを定めている。「当知行安堵」も、元からの知行権を保証するものである。さらに天正三年三・四月の徳政の実施による門跡・公家の旧領還付や、上洛戦後の幕府の再興や朝廷の保護も、それまでの有り様に再興することであった。すなわち信長は、政策的には旧来の秩序を破壊して新しい秩序の形成を意図していたのではなく、「御下知」や「順路憲法」に基づいた旧来からの有り様を再興させることを政策の基本としていたのだった。これまで中心的に論じられてきた「当知行安堵」は、実際には「順路憲法」に基づいた政策だったといえる。なお、この点についての具体的な検討は今後の課題としたい。

註

- (1) 奥野高広「織田政権の蔵入領」〔『史林』第六二号四卷、一九七九年〕。
- (2) 脇田修「織田政権の基礎構造」(東大出版会、一九七五年)・同「近世封建制成立史論」(東大出版会、一九七七年)、深谷幸治「戦国織豊期の在地支配と村落」(校倉書房、二〇〇三年)・同「織田信長と戦国の村」(吉川弘文館、二〇一七年)。
- (3) 戦国史研究会編「織田権力の領域支配」(岩田書院、二〇一一年)。
- (4) 概説書も含めて多くの論説があるが、代表的な論考としては奥野高広「織田政権の基本路線」〔『国史学』第一〇〇号、一九七六年〕がある。
- (5) 早島大祐「織田信長の畿内支配」〔『日本史研究』第五六五号、二〇〇九年〕。
- (6) 拙著「織田信長政権の権力構造」(戎光祥出版、二〇一九年)・同「足利義昭と織田信長」(戎光祥出版、二〇一七年)。
- (7) シンポジウム『日本歴史』第十卷「織豊政権論」(学生社、一九七二年)。ここで脇田修氏は、幕府滅亡後に村井貞勝が就任した京都所司代は、中世史の研究では京都支配のカナメで大変重要な地位である、と述べている。
- (8) 近年では、天野忠幸「政治秩序にみる三好政権から織田政権への展開」〔『織豊期研究』第十二号、二〇一〇年〕がある。
- (9) 神田千里「戦国時代の自力と秩序」(吉川弘文館、二〇一三年)・同「織田信長」(ちくま新書、二〇一四年)。
- (10) 註(9) 神田氏著書「二〇一三」、池上裕子「織田信長」(吉川弘文館、二〇一二年)。
- (11) 信長の京都支配の姿勢については、註(6)の拙著で明らかにした。信長は訴訟のために美濃へ下向した公家に対して「京之存間敷」〔『言継卿記』永禄十二年十一月十二日条。同書の引用は、新訂増補『言継卿記』第四巻、続群書類従完成会、一九六五年〕に拠る。「只今者京面之儀、万事不存」〔『言継卿記』同十一月十三日条〕と、京都には関わらないと述べ、「製札打之、一切公事訴訟停止也、自陣注進之外不可申聞」と、制札を立てて訴訟を停止して陣からの注進以外は聞かないとする姿勢を示している。
- (12) 義昭の蜂起は、(元亀四年)二月二十六日付け浅井長政書状〔『勝興寺文書』、東京大学史料編纂所編『大日本史料』第十編之十四、一四五頁。以下、同書よりの引用は、『大日史』⑭一四五頁と略記する〕に「当月十三日(足利義昭)公方様被立御色」とあることから、二月十三日であることが明らかである。「御逆心」については、(元亀四年)二月二十三日付け細川藤孝宛て黒印状〔『細川家文書』、奥野高広「増訂織田信長文書の研究」吉

川弘文館、一九八八年、第三六〇号文書。以下、同書は『信文』と略記し、文書番号を付す)に記されている。なお、小稿では公家日記・軍記史料は『大日本史料』から引用した。

(13) (元龜四年) 七月十三日付け毛利輝元宛て信長書状写(太田莊之進氏所蔵文書)『信文』三七七号)に「況天下被棄置上者、信長令上洛取鎮候」とある。

(14) 信長家臣の太田牛一が記した『原本信長記』(池田家本)には、「五畿内隣国皆以被任御下知」(巻一、永祿十一年十月二日条)、「天下属御存分」(同十月十四日条)とある。『年代記抄節』(同年九月二十九日条)には、「將軍属御手候国」として近江・山城・摂津・和泉・河内・大和・丹波・播磨・伊勢の九ヶ国が記されている。この点については註(6)拙著「二〇一七」で述べたが、他にも禁制から検討した依藤保「奉書文言としての『仍執達如件』」(『歴史と神戸』五五―二、二〇一六年)・水野嶺「織田信長禁制にみる幕府勢力圏」(『織豊期研究』第十八号、二〇一六年)もある。なお、依藤氏と水野氏は信長の禁制を書止文言から義昭の奉書とする見解を示しているが、筆者は註(6)著書「二〇一七」で直状であることを明らかにした。この点については、渡邊大門「織田信長の禁制に関する一考察」(『政治経済史学』第六二九号、二〇一九年)によっても、奉書であることが否定されている。

(15) 染谷光広「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行人との関係について」(藤木久志編『織田政権の研究』吉川弘文館、一九八五年。初出は一九八〇年)。

(16) 『言継卿記』永祿十二年五月七日条に「(開闔)關門飯尾右馬助」とあることから、飯尾貞遙が開闔を務めていたことが確認できる。元龜二年に伊勢神宮の禰宜職が闕職となったことから後任をめぐって相論が起ったが、この時には「(開闔)かいこう(松田)まつたのふせんかみ」(京都御所東山御文庫記録「甲百二」大日史)⑥六〇九頁)とあることから、松田頼隆が開闔になっていて相論に関与していることが確認できる。

(17) 下村信博「元龜元年徳政と織田信長」(『織豊期研究』第七号、二〇〇五年)。

(18) (元龜三年) 十二月二日付け沼田弥七郎宛て木下秀吉書状写(『雑録』『信文』補三〇号)に「一揆等令在岐阜、種々(前注)注申上由、信長無許容候」とあり、秀吉はこのことを「右之(前注)儀上中・才阿(才阿)へ茂申候、被仰談、可然様御披露所仰候」と、幕臣の弥七郎に義昭側近の秀政・才阿弥にも報せてあるので相談し、義昭に披露して然るべく対処するように通達している。

(19) 禁制も含めた義昭政権の発給文書は、拙編著『足利義昭』(戎光祥出版、二〇一五年)に筆者作成の目録を附したので参照願いたい。

(20) 『言継卿記』元龜二年四月八日条に「一条殿御近所」にあつた大覚寺の家を一色藤長が邸宅としており、勧修寺晴右が買得したことが記されている。

(21) 水野智之「足利義晴」義昭期における摂関家・本願寺と將軍・大名」（註）拙編著『足利義昭』、初出は二〇一〇年。

(22) 『二条宴乗日記』元龜二年十一月十五日条には「御家門様（三好）・左京大夫殿（三好義興）より、森口辺にて三千石計御知行進上被申由」とあり、前久が四国三好勢から所領を宛行れていることが確認できる。

(23) 『言継卿記』元龜二年正月二十五・二十八日条、「兼見卿記」同二十六・二十八日条に拠ると、將軍御所内の聖光坊の居宅で聖光坊の妻が「真男」の田村某と不義密通をした。そこを聖光坊が見合させたことから田村を搦め捕らえようとしたところ、田村が脇差しを抜いて聖光坊を殺害におよんだ。幕府が聖光坊の妻と田村を捕縛して処刑した事件だった。

(24) 義昭は足利義輝の奉公衆だった杉原長盛も信長に命じて生害させたことが、『言継卿記』永祿十二年七月十三日条に記されている。

(25) 今谷明『言継卿記』（そして、一九八〇年）、下村信博『戦国・織豊期の徳政』（吉川弘文館、一九九六年）。

(26) 『堺市史』続編（第五卷、堺市、一九七四年）に所収。以下、

『書札案留』と略記。

(27) （元龜二年）七月二十日付け山城国大住莊名主百姓中宛て木下秀吉・武井夕庵連署状（『曇華院文書』『信文』二九〇号参考）。

(28) 宗久の幕府代官としての性格については、柴辻俊六氏（同『織田政権の形成と地域支配』戎光祥出版、二〇一六年）や黒嶋敏氏（『織田信長と銀山・撰銭令』『歴史学研究』第九八八号、二〇一九年）でも指摘されている。

(29) 宗久については、朝尾直弘『將軍権力の創出』（岩波書店、一九九四年）・堀新『織田政権と堺』（『比較都市史研究』第六卷二号、一九八七年）でも検討されている。

(30) （永祿十二年）十月二十六日付け和泉松浦総八郎宛て宗久等連署状写（『書札案留』『信文』補二二号）によると、豊後大友氏と安芸毛利氏との講和の使者が塩飽船に乗って渡海し、後から守田氏らが渡海しようとした。ところが、「守田方御進物御太刀以下持参候て被参候処、御国小嶋関取被申候、殊寺田方前二不被罷帰候」と、和泉国小嶋で進物が奪われてしまい、守田も拉致されて帰ってこない事態が生じたことが確認できる。そのため、危険性を伴うものであった。

(31) （永祿十二年カ）正月十七日付け柳澤元政宛て毛利元就書状に「防州中得地村之事、為御料所致御進上候」（『柳澤文書』

『大日史』⑦四頁)とあり、(同十二年)四月二十三日付け上野信忠・一色藤長宛て聖護院道増書状写に「中徳地并銀山之事」(『長防風土記』『大日史』②七五頁)とある。

(32) (元亀元年)七月十九日付け御内書に「中得地事、毛利父子(元禄元)以神文進上間、得其意候処、先役人種々申妨由風聞、於事实者一事両様儀、先代未聞失面目事候、所詮少茂違儀在之者、不可請取彼地候」(『柳澤文書』『大日史』⑦四二頁)とある。

(33) (元亀元年)十二月二十七日付け柳澤元政宛て義昭御内書に「防州中徳地料所事、対元政相渡由注進、寔感悦候、即銀子百枚到来候、弥馳走段可喜人候」(『毛利長府家所蔵文書』『大日史』⑦四三頁)とある。

(34) 宮本義己「足利義輝の芸・豊和平調停」・「足利義輝の芸・雲和平調停」(木下昌規編『足利義輝』戎光祥出版、二〇一八年。初出は一九七四年)。

(35) 二木謙二「中世武家儀礼の研究」(吉川弘文館、一九八五年)。

(36) 黒嶋敏「中世の権力と列島」(高志書院、二〇一一年)。史料の性格については、長節子「所謂「永禄六年諸役人附」について」(『史学文学』四一、一九六二年)に詳しい。

(37) (永禄八年)六月二十四日付け直江政綱宛て安見宗房書状(『河田文書』、天野忠幸編『戦国遺文』三好氏編、第二卷、

二〇一五年、参考二一〇号文書)に記されている。

(38) 戦国期の管領については、西島太郎「中世後期の在地領主制研究」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読み直す』思文閣出版、二〇〇七年)に簡潔にまとめられている。

(39) 橋本政宣『近世公家社会の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)、立花京子『信長権力と朝廷』(第二版、岩田書院、二〇〇二年)。

(40) 三鬼清一郎『織豊期の国家と秩序』(青史出版、二〇二二年)、山田康弘「戦国期幕府奉行人奉書と信長朱印状」(註19)拙編著『足利義昭』、初出は二〇〇八年)。

(41) 藤木久志『戦国大名の権力構造』(吉川弘文館、一九八三年)。

(42) 石崎健治「上洛直後の織田信長と足利義昭」(『日本歴史』第八四六号、二〇一八年)・水野領「幕府儀礼にみる織田信長」(『日本史研究』第六七六号、二〇一八年)。

(43) 『足利義昭入洛記』は、木下聡「『足利義昭入洛記』と織田信長の上洛について」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第五輯、二〇一五年)に翻刻されている。

(44) 拙稿「織田信長と足利義昭の政治・軍事的関係」(『東洋大 学人間科学総合研究所紀要』第二十二号、二〇二〇年)。

(45) なお、表1 No.2-4・9・10から信長は上洛した際に義昭と協調して外交を行い、義昭の御内書に副状を發給している

ことが確認できる。また、信長の上洛については、藤井謙治編『織豊期主要人物居所集成』（思文閣出版、二〇一一年。「織田信長」の項目（堀新氏執筆）や、河内将芳『信長と京都』（淡交社、二〇一八年）に記されている。表1は『原本信長記』や『言継卿記』などを基に作成した。

(46) 谷口克広『織田信長合戦全録』（中公新書、二〇〇二年）。

(47) 永禄十年十月日付け美濃楽市場宛て制札（円徳寺文書）

『信文』七四号）・天正五年六月日付け近江安土山下町中宛て

掟書（「近江八幡市所蔵」『信文』七二二号）。豊田武『中世

日本商業史の研究』（増補版、岩波書店、一九五二年）。なお、

楽市楽座についての近年の研究に、長澤伸樹『楽市楽座令の

研究』（思文閣出版、二〇一七年）・同『楽市楽座はあったの

か』（平凡社、二〇一九年）がある。また、信長の経済政策

については、藤井謙治『織田信長の撰銭令とその歴史的位置』

（『日本史研究』第六一四号、二〇一三年）がある。

(48) 高柳光寿『明智光秀』（吉川弘文館、一九五八年）。光秀の

信長への家臣化については、比叡山焼き討ちの戦功による志

賀郡宛て行いが契機と考えられており、註(28)で柴辻氏は

元亀二年九月の「公武御用途」の「段別」賦課は「これは光

秀の信長への帰属を反映したものと思われ」と述べている。

しかし実際は、表2 No.36・37の地子銭違乱と義昭への致仕を

境として、No.38で信長から与力を付属されており、元亀二年十二月から坂本城を築城（『年代記抄節』）するなど、信長の支持を得て従属度を高めている。これらによって、義昭から自立化する動向を示していることが確認できる。

(49) 表2は、註(12)『増訂織田信長文書の研究』・『大日本史料』、藤田達生・福島克彦編『明智光秀』（八木書店、二〇一五年）所収「明智光秀文書集成」を基に作成した。

(50) 金子拓『信長家臣明智光秀』（平凡社新書、二〇一九年）。

なお、日乗上人は『言継卿記』によると「セリアキ」の後に

美濃に下向しており、丹羽長秀の邸宅を宿所にして滞在して

いることが確認できる（永禄十二年十一月十二日条）。この後、

永禄十三年の初頭には一度帰京しているが（同年正月三日

条）、再び出京している（同年正月十四・二十日条）。時機的に、

「条書」締結の交渉で美濃に下向した可能性が高いと考えら

れる。正月二十九日には帰京しており、春日神社社司の中東

時春と山科言継が礼に訪れている。

『付記』小稿成稿後、早島大祐『明智光秀』（NHK出版新書、

二〇一九年）・水野嶺『戦国末期の足利將軍権力』（吉川弘文館、

二〇二〇年）が表された。また、和田惟政・明智光秀・今井宗久

の事績については、谷口克広『織田信長家臣人名辞典』（第二版、

吉川弘文館、二〇一〇年）に詳しい。併せて参照願いたい。

表1 永禄・元龜期における信長上洛表

	上洛回	上洛日	離洛日	上洛目的	事項	宿所	備考
14	⑧⑨の間に、一度上洛	〔信文〕二九八号 〔去月中旬上洛〕	八月四日	本能寺禁制〔定宿〕〔寄宿停止〕 〔信文〕二六七号			
13	元龜四年 五月九日	義昭再蜂起、「槇島城」攻略	四月八日	義昭蜂起で「御所巻」	戦後復興	妙覚寺	
12	元龜四年 三月二十九日	近江高島から上洛	四月八日	義昭蜂起で「御所巻」		知恩院	
11	元龜三年 四月二十五日	上洛して交野へ軍勢派遣	五月十四日	近江高島から上洛	①京都邸造営、②毛利氏と外交、③相論裁許（石清水）	妙覚寺	近江高島へ出陣
10	元龜三年 三月十二日	比叡山延暦寺焼き討ち報告	四月十六日	上洛して交野へ軍勢派遣		妙覚寺	
9	元龜二年 九月十二日	「元龜の争乱」志賀の陣」出陣	九月十八日	比叡山延暦寺焼き討ち報告	毛利氏と外交	本能寺	
8	元龜元年 九月二十二日	「元龜の争乱」槇津の陣」出陣	九月二十四日	「元龜の争乱」志賀の陣」出陣		本能寺	
7	元龜元年 八月二十三日	姉川合戦報告	八月二十五日	「元龜の争乱」槇津の陣」出陣		明智光秀邸	
6	元龜元年 七月四日	若狹・越前撤退（金ヶ崎退き口）	七月七日	姉川合戦報告			
5	元龜元年 四月三十日	「上洛触状」と若狹武田氏 〔成敗〕	五月九日	若狹・越前撤退（金ヶ崎退き口）	①参内、②一条御所落成、③若狹出陣、④毛利氏と外交（輝元官途）、⑤相論裁許	明智光秀邸	公家・武家奉公衆出迎え
4	永禄十三年 二月三十日	伊勢平定報告	四月二十日	「上洛触状」と若狹武田氏 〔成敗〕			
3	永禄十二年 十月十二日	本願寺合戦	十月十七日	伊勢平定報告	①「セリアアキテ」帰国		
2	永禄十二年 正月十日	四国三好勢征討、畿内平定戦	四月二十一日	本願寺合戦	①副將軍・「管領職」推任、②「御父」・桐統下賜、③斯波氏家督継承、④禁裏御料所率分錢安堵、⑤公家所領朱印状（和田惟政）、⑥所領安堵（仁和寺、奉行人連署奉書と一束）など、⑦一条御所修築、⑧禁裏御所修理、⑨上杉氏と外交、⑩所領安堵（忍頂寺、御内書と一束）、⑪撰銭令、⑫相論裁許（妙覚寺）	「古津（御）所（官解由小路）」 ↓（義昭移座） ↓妙覚寺	陳所 清水寺・東寺
1	永禄十一年 九月二十六日		十月二十六日	四国三好勢征討、畿内平定戦			

表2 永祿・元龜・天正初年期の明智光秀関係文書目録

頁	年月日	表題	内容	書上文言	署判	宛所	文書群	出典	備考
15	永祿十三年正月二十三日	足利義昭・織田信長 条書	五ヶ条の条書	已上	(袖印・足利義昭)・(朱印)・織田信長	日樂上人・明智十兵衛 殿	〔成實堂文庫所蔵文書〕	〔信文〕二〇九号	
14	永祿十二年十二月十一日	明智光秀書状	軍役安堵課 (合助力助無)	恐々謹言	明智十兵衛尉光秀 (花押)	賀茂惣中	〔澤文書〕	〔光秀文書〕九号	〔将亦対兩人・明智光秀・木下秀吉・被下置候御下知之写遣之候〕No.5と関連
13	永祿十二年十二月二十日	顯如上人書状案	御内書返書(阿)	恐々	(顯如光佐)	明智十兵衛尉光秀 殿	〔顯如上人御書札案留〕	〔信文〕二〇九号	
12	永祿十二年六月二十一日	明智光秀書状	寺領安堵	恐々謹言	明智十兵衛尉光秀 (花押)	清玉上人御同宿中	〔阿弥陀寺文書〕	〔信文〕補七号(光秀文書)一四号(光秀文書)一四号(光秀文書)一四号	〔以御下知被仰付由、永祿十二年四月二十五日付け幕府奉行人連署奉書あり〕
11	永祿十二年五月十四日	織田家奉行人連署状	相論致許	恐々謹言	勝(花押)・明智十兵衛尉光秀 (花押)	妙智院衣鉢(東彦周具)	〔阿弥陀寺文書〕	〔信文〕補七号(光秀文書)一四号(光秀文書)一四号	No.4と関連
10	永祿十二年四月十八日	織田家奉行人連署状	寺領安堵	恐々謹言	丹羽五郎左衛門尉長秀 (花押)・木下藤吉郎秀吉 (花押)・中川八郎左衛門尉重政 (花押)・明智十兵衛尉光秀 (花押)	宇津右近大夫(頼重) 殿御宿所	〔立入文書〕古簡	〔信文〕二二二号(光秀文書)一六号(光秀文書)一六号	禁裏御料所山国庄連亂、(幕臣)宇津頼重
9	永祿十二年四月十九日	織田家奉行人連署状	相論致許通達	恐々謹言	丹羽五郎左衛門尉長秀 (花押)・中川八郎右衛門尉重政 (花押)・明智十兵衛尉光秀 (花押)	菊池治部助殿へ	〔神明神社文書〕	〔光秀文書〕一六九号	
8	永祿十二年四月十六日	織田家奉行人連署状	所領安堵	恐々謹言	木下藤吉郎秀吉 (花押)・丹羽五郎左衛門尉長秀 (花押)・中川八郎右衛門尉重政 (花押)・明智十兵衛尉光秀 (花押)	広野孫三郎殿御宿所	〔慶応義塾大学図書館所蔵〕	〔信文〕二二二号(光秀文書)一六号(光秀文書)一六号	
7	永祿十二年四月十六日	織田家奉行人連署状	所領安堵	恐々謹言	丹羽五郎左衛門尉長秀 (花押)・木下藤吉郎秀吉 (花押)・明智十兵衛尉光秀 (花押)	梶又左衛門御宿所	〔大政青山歴史文学博物館所蔵〕	〔光秀文書〕五号	
6	永祿十二年四月十六日	織田家奉行人連署状	相論致許	恐々謹言	木下藤吉郎秀吉 (花押)・丹羽五郎左衛門尉長秀 (花押)・中川八郎右衛門尉重政 (花押)・明智十兵衛尉光秀 (花押)	立入左京亮(宗継) 殿	〔立入文書〕立入家所持記	〔天日本史料〕②四一三頁(信文)二六六号(光秀文書)四号	禁裏御料所山国庄連亂、(幕臣)宇津頼重
5	永祿十二年四月十四日	明智光秀・木下秀吉 連署状	米進納 軍役賦課	恐々謹言	秀(花押)	賀茂庄中	〔澤文書〕加茂郷文書	〔信文〕一八九号(光秀文書)三二二号(光秀文書)三二二号	永祿十二年四月十日付け幕府奉行人連署奉書あり(信文)一八八号(光秀文書)一八八号(光秀文書)一八八号)
4	永祿十二年四月二日	細川藤孝・明智光秀 連署状	所領安堵	恐々謹言	藤孝(花押)	天龍寺御役者中	〔天龍寺文書〕	〔信文〕補八五号(光秀文書)一三三号	永祿十一年十月十三日付け幕府奉行人連署奉書あり(信文)補五七号)
3	永祿十二年三月二十八日	明智光秀・村井貞勝 連署状	所領安堵	恐々謹言	村井貞勝少輔貞勝 (花押)・明智十兵衛尉光秀 (花押)	法金剛院住者御中	〔法金剛院文書〕	〔信文〕補一六号(光秀文書)一三三号	法金剛院法命寺領を幕臣の二階堂山城守が違書あり
2	永祿十二年二月二十九日	日樂上人・村井貞勝 連署状	寄宿停止	候也	貞勝(花押)・日樂上人朝山(花押)	近衛・前久 殿御門外・同五堂園師町人中	〔陽明文庫文書〕	〔信文〕補一五号(光秀文書)二二二号	〔公方様御台様御座所近辺寄宿停止之旨、被仰出候〕
1	永祿十二年十二月十四日	村井貞勝・明智光秀 連署状	所領安堵	恐々謹言	明智光秀 (花押)・村井貞勝 (花押)	上賀茂惣御中	〔賀茂惣神社文書〕吉田文書	〔信文〕補一三三号(光秀文書)一六六号	永祿十一年十月十四日付け幕府奉行人連署奉書あり(鳥居大路良氏氏文書)

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
九月晦日 (元龜二年)	九月晦日 (元龜二年)	九月晦日 (元龜二年)	九月晦日 (元龜二年)	九月晦日 (元龜二年)	九月二日 (元龜二年)	八月十四日 (元龜二年)	八月二日 (元龜二年)	七月晦日 (元龜二年)	七月五日 (元龜二年)	六月十二日 (元龜二年)	六月二十一日 (元龜元年)	六月十六日 (元龜元年)	五月九日 (元龜元年)	四月二十日 (永祿十二年)	四月十日 (元龜元年)	三月二十二日 (永祿十三年)
室町幕府、織田家奉行人連署状	室町幕府、織田家奉行人連署状	室町幕府、織田家奉行人連署状	室町幕府、織田家奉行人連署状	室町幕府、織田家奉行人連署状	明智光秀書状	織田信長書状	明智光秀書状	足利義昭御内書	織田信長書状	織田信長書状	村井貞勝、明智光秀連署状	織田信長書状	明智光秀書状	明智光秀書状	東寺禪識書状	織田家奉行人連署状
賦課	賦課	賦課	賦課	賦課	戦況報告	仰下条々承知	助力要請	所領安堵	相論裁許結果	相論裁許結果	道路匠作申し付け、寄宿停止	領知相博通知	出陣・新訂用所指示	戦況報告	相論提訴	相論裁許結果通達、年貢連納
仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍(状脱)如件	仍(状脱)如件	謹言	恐々謹言	恐々謹言	候也	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	宜預御披	謹言
明智十兵衛尉光秀(黒印)・嶋田但馬守秀満(黒印)・嶋九郎左衛門尉直政(黒印)・松田主計大夫秀雄(花押)	明智十兵衛尉光秀(黒印)・嶋田但馬守秀満(黒印)・嶋九郎左衛門尉直政(黒印)・松田主計大夫秀雄(花押)	明智十兵衛尉光秀(黒印)・嶋田但馬守秀満(黒印)・嶋九郎左衛門尉直政(黒印)・松田主計大夫秀雄(花押)	明智十兵衛尉光秀(黒印)・嶋田但馬守秀満(黒印)・嶋九郎左衛門尉直政(黒印)・松田主計大夫秀雄(花押)	明智十兵衛尉光秀(黒印)・嶋田但馬守秀満(黒印)・嶋九郎左衛門尉直政(黒印)・松田主計大夫秀雄(花押)	明十兵衛尉光秀(花押)	信長(花押)	明十兵衛尉光秀(花押)	(花押)・足利義昭	信長(花押)	明十兵衛尉光秀(花押)・村井民部少輔貞勝(花押)	明十兵衛尉光秀(花押)・村井民部少輔貞勝(花押)	信長(花押)	明十兵衛尉光秀(花押)	明十兵衛尉光秀(花押)	明十兵衛尉光秀(花押)	明十兵衛尉光秀(花押)・丹羽五郎左衛門長秀・中川八郎右衛門重政・明智十兵衛尉光秀
(欠)	御ぞ(曾)路池惣中		加茂惣中まいる	阿弥陀寺	(在々所々五六百通)	和源(和田秀純)殿	親音寺御同宿中	上野中務太輔(秀政)殿・明十兵衛尉(光秀)殿	一任齋(三好為三)	細川兵部大輔(藤孝)殿	山崎御堂中	曾兵(曾我兵庫頭助)殿	飯川肥後守(信忠)殿	飯川肥後守(信忠)殿	松田主計大夫秀雄殿	大住庄三ヶ村名主御百姓中
〔妙顕寺文書〕	〔島居大路西平氏所藏文書〕		〔荻野研究室収集文書〕	〔阿弥陀寺文書〕	〔言継卿記〕元龜二年十月九日条	〔和田家文書〕	〔親音寺文書〕	〔狩野文書〕	〔曇華院文書〕	〔横島文書〕	〔離宮八幡宮文書〕	〔福地源一郎氏所藏文書〕	〔三宅家文書〕	〔東寺百合文書〕	〔曇華院文書〕	〔曇華院文書〕
〔光秀文書〕一八号	〔光秀文書〕一六号		〔光秀文書〕一五号	〔天日本史料〕⑥九三頁(信文三〇〇号)〔光秀文書〕一四号	〔天日本史料〕⑥九三頁(光秀文書)九号	〔光秀文書〕一三三号	〔天日本史料〕⑥七三三頁(光秀文書)二九	〔天日本史料〕⑥六八五頁(信文)補一〇九	〔天日本史料〕⑥六八五頁(信文)二八〇号	〔信文〕補一九号	〔信文〕二二六号	〔信文〕二二六号	〔光秀文書〕補一五号	〔光秀文書〕十一号	〔天日本史料〕④二六〇頁	〔天日本史料〕④二一〇七頁(信文)二一五号参考〔光秀文書〕一〇号
																〔色長連乱

織田信長政権の畿内支配 (久野)

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
九月六日 (天正元年)	九月五日 (天正元年)	八月二十八日 (天正元年)	八月二十二日 (天正元年)	五月二十四日 元龜四年	四月二十八日 元龜四年	二月二十四日 (元龜四年)	二月十四日 (元龜四年)	十二月二十日 (元龜三年)	十一月十四日 (元龜三年)	五月十九日 (元龜三年)	四月十九日 (元龜三年)	四月四日 (元龜三年)	後正月十六日 (元龜三年)	十二月 元龜二年	十二月二十日 (元龜二年)	十二月二十日 元龜二年	十一月十日 (元龜二年)	十月十五日 (元龜二年)	九月三十日 (元龜二年)
明智光秀連署状	羽柴秀吉・滝川一益 明智光秀連署状	織田家奉行入連署状	織田家奉行入連署状	明智光秀判物写	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物	明智光秀判物
所領安堵	所領安堵	諸役安堵	諸役安堵	恩賞宛行	恩賞宛行	供養寄進	屋地子・諸役・ 万難公事免除	近江戦況報告	戦功褒賞	所領安堵	所領安堵	戦況指示	戦況報告	戦況報告	戦況報告	戦況報告	戦況報告	戦況報告	戦況報告
恐々謹言	恐々謹言	如件	如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件	仍状如件
押) 明智十兵衛尉光秀(花押)・ 羽柴藤吉郎秀吉	押) 明智十兵衛尉光秀(花押)・ 羽柴藤吉郎秀吉	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)	明知(智) 十兵衛尉光秀 明知(智) 十兵衛尉光秀(花押)
安居二河守殿	安居二河守殿	榻屋三郎五郎との 寺家中	榻屋三郎五郎との 寺家中	服部七兵衛尉殿	服部七兵衛尉殿	西教寺御納所	西教寺御納所	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報	河本三郎左衛門か 殿御返報
「横尾勇之助氏所蔵 文書」	「横尾勇之助氏所蔵 文書」	「橋本一郎家文書」	「橋本一郎家文書」	「武家事記」	「武家事記」	「西教寺文書」	「西教寺文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」	「渡文書」
「信文」四〇二号(光 秀文書)三五五号	「信文」四〇二号(光 秀文書)三五五号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号	「信文」補二二七号(光 秀文書)二二七号
「可被成御朱印之由候条」	「可被成御朱印之由候条」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」	「如前々任当知行旨」

92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72
五月四日 (年未詳)	四月六日 (年未詳)	三月二十八日 (年未詳)	二月十七日 (年未詳)	四月二十五日 (天正初年)	十月二十九日 (天正三年)	十二月一日 (天正三年)	十月二十六日 (天正三年)	十月九日 (天正三年)	十月八日 (天正三年)	十月朔日 (天正三年)	九月二十五日 (天正三年)	八月二十一日 (天正三年)	八月十七日 (天正三年)	八月六日 (天正三年)	七月二十四日 (天正三年)	七月十四日 (天正三年)	七月七日 (天正三年)	六月十九日 (天正三年)	六月十七日 (天正三年)	六月七日 (天正三年)
明智光秀書状写	明智光秀書状	明智光秀書状	明智光秀書状写	長岡藤孝・羽柴秀吉 明智光秀連署状	連署状 明智光秀・村井貞勝	織田信長朱印状写	織田信長書状写	織田信長黒印状	織田信長黒印状	織田信長朱印状	惟任光秀書状	織田信長判物写	織田信長判物写	織田信長判物写	織田信長判物写	織田信長判物写	織田信長判物写	織田信長判物写	織田信長判物写	織田信長判物写
所領安堵	坂本者共申し 付け	乱暴強権停止	書状返書	戦況指示	所領安堵	所領相博	偏證授与	返書	報告・丹後戦況 報告返書	退治	代官職安堵	戦況指示	戦功褒賞	戦況指示	安堵	所領安堵	所領安堵	所領安堵	所領安堵	内藤・宇津誅罰
恐惶謹言	恐々謹言	恐々謹言	謹言	恐々謹言	仍如件	候也	謹言	恐々謹言	恐々謹言	者也	恐々謹言	恐々謹言	謹言	者也	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	仍狀如件
明智十兵衛尉光秀在判	明智十兵衛尉光秀(花押)	明智十兵衛尉光秀(花押)	明智十兵衛尉光秀(花押)	兵藤孝(花押)	村井貞勝(花押)・明智光秀(花押)	(朱印)	信長	信長(黒印)	信長(黒印)	信長(朱印)	惟任(光秀・花押)	信長(朱印)	信長(朱印)	信長在判	惟任日向守光秀(花押)	惟任日向守光秀(花押)	惟(惟任日向守光秀(花押)) 押・維(惟任日向守光秀(花押))	原田備中守政(花押)・村井長門守貞勝(花押)	明智光秀(花押)	信長朱印
光源院待者御中	河井石近殿御宿所	東寺惣御中	松永山城守御宿所	家人々御中	西九条在任百姓中	のへ	長宗我部弥三郎(信親)殿	長岡兵部大輔(藤孝)殿	長岡兵部大輔(藤孝)殿	片岡藤五郎とのへ	威徳院御同宿中御宿所	小島左馬進(永明)殿	村井長門守(貞勝)殿	北条河内殿	小島左馬進(永明)殿	藤宰相(高倉水相)殿	千生官務(朝芳)殿	小島左馬進殿	小島左馬助とのへ	川勝大膳亮(勝氏)殿
「光源院文書」	「輯古帖」	「東寺文書」	「大方家文書」	「某氏所蔵」	「若宮八幡宮文書」		「秋田藩探集文書」	「細川家文書」	「細川家文書」	「新免文書」	「弘文社善本目録」	「小島文書」	「泉文書」	「所蔵者未詳」	「小島文書」	「高倉家旧蔵文書」	「宮内書院部所蔵」	「小島文書」(光秀文書)五六号	「小島文書」	「記録御用所本古文書」
「光秀文書」一四〇号	「光秀文書」一三三三三三	「光秀文書」一三二二二二	「光秀文書」二二六号	「光秀文書」一三三九号	「信文」四六九号(光秀文書)四五号		「信文」五七五号	「信文」五六四号	「信文」五六四号	「信文」五五七号	「信文」補一六二号(光秀文書)六四号	「光秀文書」六〇号	「信文」五三三三三三	「信文」五二八号	「光秀文書」五九号	「信文」補一五四号(光秀文書)五七号	「信文」補一五六号(光秀文書)五八号	「信文」五二二二二二	「信文」五二〇号	「信文」五五五号
		「以御朱印被仰出上者」			「任当知行之旨可有社納候」		「対惟任日向守(光秀)書状令披見候」	「進候」	「先刻具兼任(光秀)注進候」	「丹州事、兼任(光秀)かたより具越候」	「為退治兼任日向守(光秀)差遣候」	「小島左馬進(永明)殿御宿所」	「可申者也」	「可相待候」					「被指越候」	「明智十兵衛尉(光秀)差越了」

96	(年末評) 五月二十三日	村井貞勝・明智光秀 連署状	所領安堵	恐々謹言	明智十兵衛尉光秀(花押)・村井民部少輔 貞勝(花押)	賀茂社中	〔賀茂別雷神社文書〕	〔信文二〇八九号(光 秀文書)一四二号〕	
95	(年末評) 十月十四日	村井貞勝・明智光秀 連署状	諸役安堵	謹言	明智光秀(花押)・村井貞勝(花押)	紹□(順カ)几下	〔退藏院文書〕	〔光秀文書〕一五九号	
94	(年末評) 十二月二十日	明智光秀・村井貞勝 連署状	所領安堵	恐々謹言	村井(貞勝)在判・明智(光秀)在判	所々百陸中	〔真珠庵文書〕	〔光秀文書〕一六二号	
93	(年末評) 十二月十四日	明智光秀書状 写	違品停止	恐惶謹言	明智十兵衛尉光秀(花押影)	光明寺御同宿中	〔粟生光明寺略記〕	〔光秀文書〕一六三号	

※本表は、東京大学史料編纂所編「大日本史料」第十編(東大出版会)、奥野高広「増訂織田信長文書の研究」(吉川弘文館)、藤田運生・福島克彦編「明智光秀」(八木書店)所収「明智光秀文書集成」(光秀文書と略記)、文書番号を付す。を基に作成した。京都を中心とした畿内の「天下」における光秀関係文書目録である。なお、署判は日下からの署名順となっている。